必ず
ご確認
ください

「ご契約のしおり・約款」はご契約に伴う大切な事項、必要な知識等を記載しています。
必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申込いただくようお願いいたします。

生命保険募集人について

生命保険募集人（募集代理店の担当者）は、お客さまとＳＯＭＰＯひまわり生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込をＳＯＭＰＯひまわり生命が承諾したときに有効に成立します。
なお、お客さまが生命保険募集人（募集代理店の担当者）の登録状況・権限等に関して確認をご要望の場合には、ＳＯＭＰＯひまわり生命カスタマーセンターまでご連絡ください。

お支払事由などの変更について

公的医療保険制度の変更または国民年金法の改正が将来行われたときには、主務官庁の認可を得て将来に向かってお支払事由または保険料払込免除事由を変更することがあります。

募集代理店（三井住友銀行）からのご説明事項

- この保険の引受保険会社はＳＯＭＰＯひまわり生命保険株式会社です。三井住友銀行はＳＯＭＰＯひまわり生命保険株式会社の募集代理店です。
- 「じぶんと家族のお守り」にご契約いただくか否かが、三井住友銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 「じぶんと家族のお守り」は、ＳＯＭＰＯひまわり生命を引受保険会社とする生命保険です。このため、預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- 引受保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られますが、ご契約の際にお約束した年金額等が削減されることがあります。
- 三井住友銀行では借り入れられた資金（他の金融機関での借入金を含みます）を保険料とする保険商品のお申込はお断りしています。
- 法令上の規制により、お客さまのお勤め先や、融資のお申込状況等によっては、お申込いただけない場合がございます。
- 保険会社への保険料のお払込について、保険料お払込の猶予期間中に保険料のお払込がない場合、ご契約は失効します。失効した場合、年金等の支払事由に該当した場合でも、年金等が支払われません。
- 保険会社による年金等のお支払いについて、受取人の故意による場合や、健康状態等についてお客さまが事実を告知されなかったり、事実と異なることを告知された場合等、年金等が支払われない場合がございます。

ＳＯＭＰＯひまわり生命へのお問い合わせとお手続き

お客さまのご契約に関する照会、各種お手続きのお問い合わせは
下記のフリーダイヤル（通話料無料）までご連絡ください。携帯電話からもご利用いただけます。

ご契約者さま専用ダイヤル
（カスタマーセンター）

0120-563-506

受付時間/月曜日～金曜日 9:00～18:00　土曜日 9:00～17:00
（日曜日、祝日および12月31日～1月3日は除きます）

※各種お手続きのご依頼、お問い合わせにつきましては、契約者ご本人さま（年金等のご請求は受取人さま）からお願いいたします。
お電話をいただく前に、お手元に保険証券をご用意のうえ、ご連絡ください。

代理店コード：BP483

募集代理店

SMBC
三井住友銀行
株式会社三井住友銀行

引受保険会社

SOMPOひまわり生命保険株式会社

〈公式ウェブサイト〉https://www.himawari-life.co.jp/

ＳＯＭＰＯグループの一員です。

HL-P-A-24-01244(2025.4.1)(24110042)891812-0500(25.4)ACG

SOMPO　SOMPOひまわり生命

じぶんと家族のお守り

無配当 無解約返戻金型収入保障保険

もしものとき、ご家族の生活をサポートする保険

商品パンフレット
2025年4月版

お客さまの健康を応援します
健康☆チャレンジ！

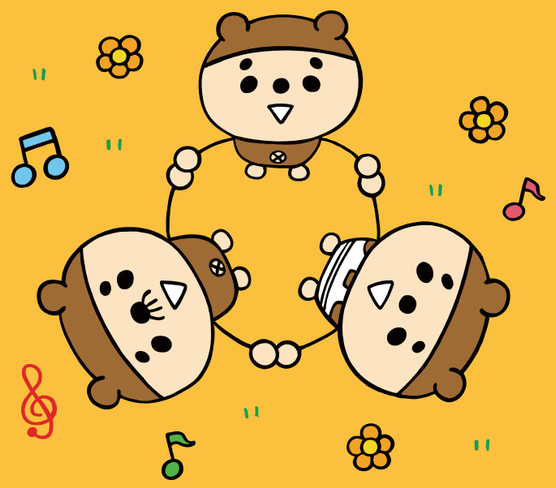

特 徴

1. 万が一、死亡された（所定の高度障害状態となった）場合、遺族年金（高度障害年金）を保険期間満了まで毎月受け取れます。
2. 特約を付加することで、就労不能状態・メンタル疾患・七大疾病等に備えることができます。
3. 「健康体料率特約」により所定の条件を満たした場合、保険料が通常の保険料に比べて割安になります。

契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）兼 商品パンフレット

ご契約前に必ずお読みください。

「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込いただきますようお願いいたします。

この商品はＳＯＭＰＯひまわり生命を引受保険会社とする生命保険商品であり、
預金ではありません。また、預金保険制度の対象ではありません。

募集代理店

SMBC
三井住友銀行
株式会社三井住友銀行

引受保険会社

SOMPOひまわり生命

元気に過ごせていれば、今までどおりの生活を維持 できますが、
もしものことがあったら…働けない状態になったら … あなたやご家族の生活はどうなるでしょうか？

もしものことがあったら…

国からの保障等がありますが、
のこされたご家族の生活費は今までどおり必要となるため、
収入が不足する可能性があります。

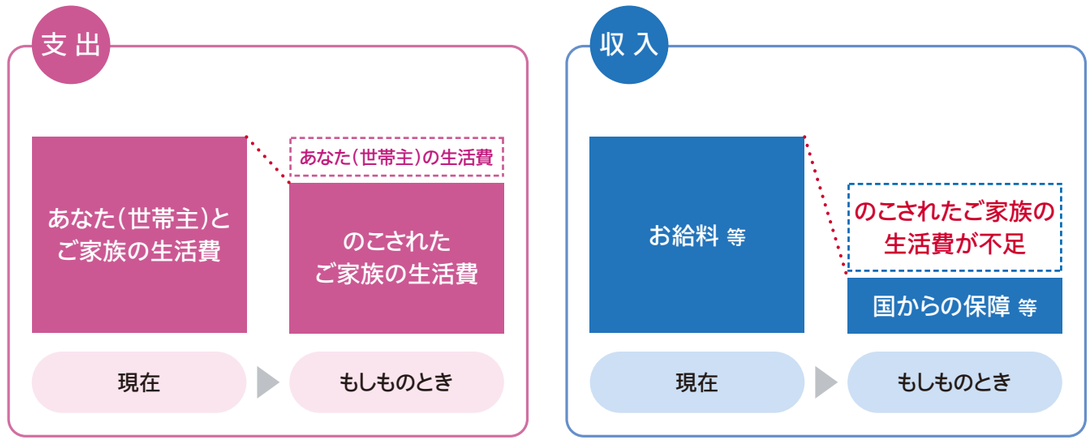

働けない状態になったら…

国からの保障等がありますが、収入は減少します。
さらに今までの生活費に加えて治療費等が必要となる場合があります。ご家族が看病をする可能性もあり、
働きたくても働けない状況も考えなくてはなりません。

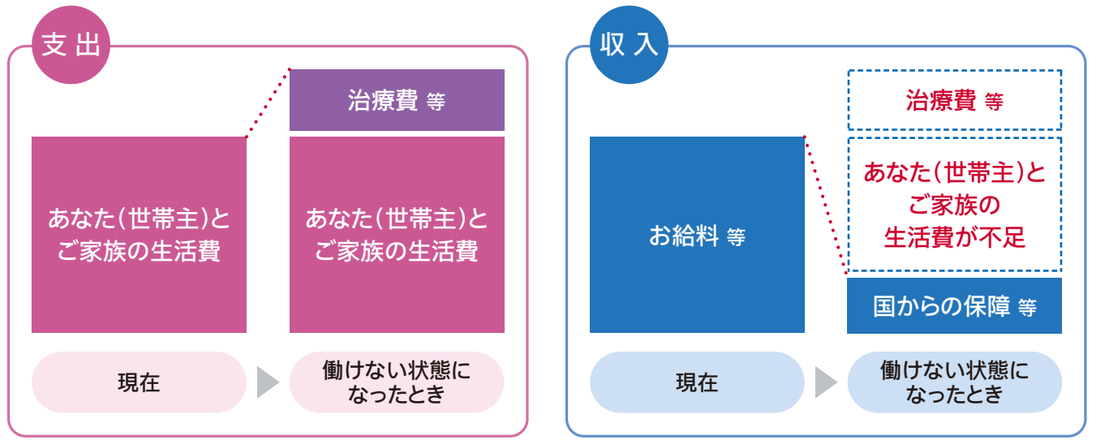

ご存じですか？ 働けない状態等になるリスクは身近なものになっています

働けない状態等になり、国からの保障（障害基礎年金）を受給される方は増加しています。
また、精神疾患を有する方も増加しており、病気によっては長期間入院することもあるため、
働けない状態等になるリスクにも備えておくと安心です。

障害基礎年金1級・2級 受給者数の推移

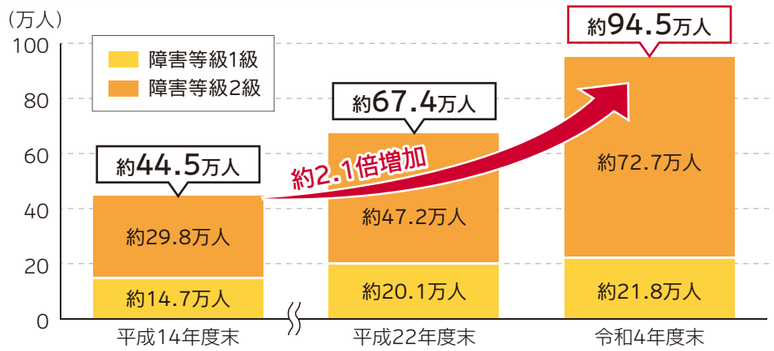

厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」
＊20歳前障害による受給者を除きます。

精神疾患を有する総　患者数の推移

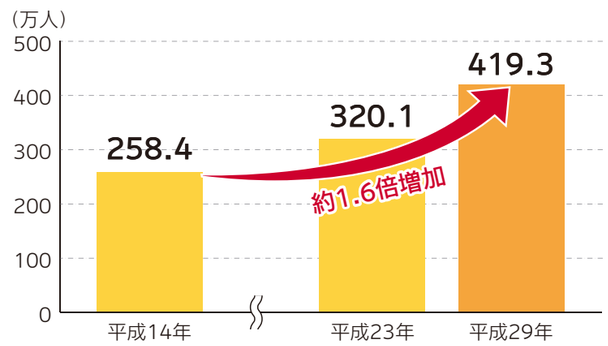

厚生労働省「患者調査」より作成
＊平成23年の調査では宮城県　の一部と福島県を除きます。

退院患者平均在院日数※

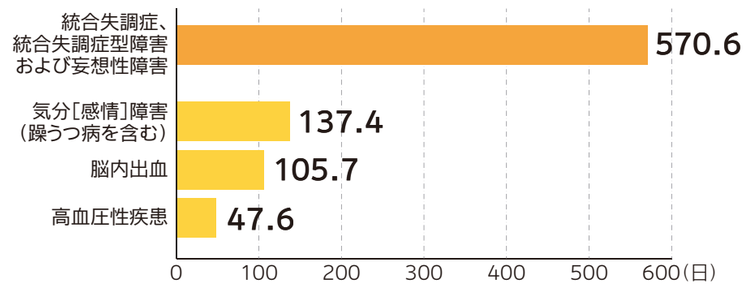

厚生労働省「令和2年（2020）患者調査」
※「平均在院日数」とは、1回の入院における平均日数であり、疾患別の完治までの
平均入院日数ではありません。

じぶんと家族のお守りの保障内容

お仕事の内容・健康状態・保険のご加入状況等によっては、ご契約をお引き受けできない場合や保障内容を制限させていただく場合があります。

特徴① もしものとき

遺族年金

高度障害年金

主契約　無配当 無解約返戻金型 収入保障保険

- 万が一死亡された（所定の高度障害状態となった）場合、遺族年金（高度障害年金）を保険期間満了まで毎月受け取れます。
- 年齢の経過とともに減っていく必要保障額に合わせて年金受取総額も減っていくため、合理的に保障を確保できます。
- ライフステージに合わせて保険期間満了年齢を1歳単位で自由に設定できます。

遺族　年金（高度障害年金）受取総額イメージ図

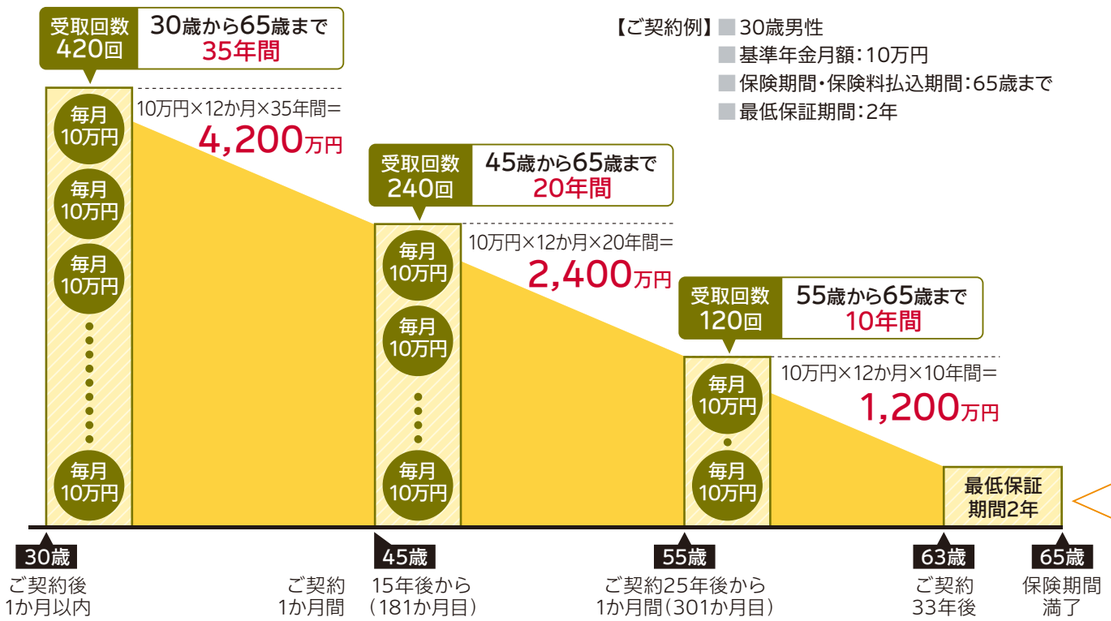

【ご契約例】
- 30歳男性
- 基準年金月額：10万円
- 保険期間・保険料払込期間：65歳まで
- 最低保証期間：2年

＊万が一のときにお受け取りいただく毎月の年金は、雑所得として源泉徴収の対象となる場合があります。このため、実際にお受け取りになる金額が上記よりも少なくなる場合がありますので、詳しくはP39の「年金等の税法上のお取り扱い」をご覧ください。

遺族年金（高度障害年金）は保険期間中毎月お支払いします。
そのため毎月の年金月額は変わりませんが、亡くなられた月（所定の高度障害状態になった月）によりお受け取りいただく期間と遺族年金（高度障害年金）の総額が変わります。
したがって保険期間の経過により、年金受取総額は毎月減少していきます。

例1　ご契約直後に亡くなられたとき
10万円×420か月＝4,200万円

例2　ご契約1か月後に亡くなられたとき
10万円×419か月＝4,190万円

「最低保証期間2年」とは…

保険期間満了まで残り2年を切った時点でもしものことがあった場合でも、毎月10万円を**2年間**お受け取りいただけます。

10万円×12か月×2年間＝**240万円**

毎月10万円　毎月10万円　・・・　毎月10万円　毎月10万円

2年間（24回）

PLUS 特約で安心をプラス

特徴② 就労不能

就労不能年金

特約① 無解約返戻金型 就労不能保障特約

障害等級1級または2級と認定され、障害基礎年金の受給権が生じた場合等に、就労不能年金を受け取れます。 詳しくはP5

〈イメージ図〉
【ご契約例】
就労不能年金月額：10万円
最低保証期間：2年

特約①は特約③との同時付加が必要です。

生活サポート

生活サポート年金

特約② 無解約返戻金型 メンタル疾患保障付 七大疾病保障特約

メンタル疾患や七大疾病により所定の事由に該当した場合に、生活サポート年金を受け取れます。 詳しくはP6

〈イメージ図〉
【ご契約例】
生活サポート年金月額：5万円

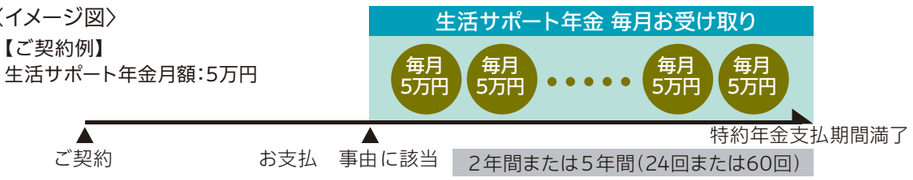

特約②は特約③との同時付加が必要です。

保険料免除

特約③ 七大疾病・就労不能保険料免除特約

七大疾病により所定の事由に該当した場合等に、保険料のお払い込みを免除します。 詳しくはP7

〈イメージ図〉

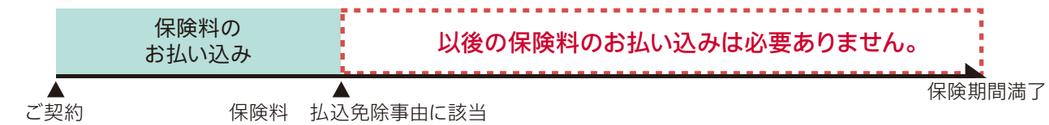

特徴③ 保険料が割安になるチャンス

健康体料率特約

お客さま（被保険者）の喫煙状況や健康状態等が、SOMPOひまわり生命の定める基準に適合する場合に、割安な保険料でお申込いただけます。 詳しくはP16

喫煙者健康体保険料率　非喫煙者標準体保険料率　非喫煙者健康体保険料率

健康☆チャレンジ！制度（保険料率変更）

保険料が割安になるとともに健康チャレンジ祝金（保険料差額相当額）をお受け取りいただけるチャンスがあります！

詳しくはP17

特約① 就労不能 就労不能年金

特約①は特約③との同時付加が必要です。 ＊特約③（七大疾病・就労不能保険料免除特約）については、P⑦をご覧ください。

障害等級１級または２級と認定され、障害基礎年金の受給権が生じた場合等に就労不能年金を受け取れます。

【無解約返戻金型就労不能保障特約】

次のいずれかに該当した場合、
特約の保険期間満了まで毎月、就労不能年金を受け取れます。※1※2

お支払事由

1. 国民年金法に基づく障害等級1級または2級の状態に該当していると認定され、障害基礎年金の受給権が生じたとき※3 詳しくはP❾
2. SOMPOひまわり生命所定の就労不能状態に該当したとき 詳しくはP⓬～⓮

※1 毎月の年金月額は変わりませんが、お支払事由に該当した月により、お受け取りいただく期間と年金の総額が変わります。
（保険期間の経過により、年金受取総額は毎月減少します。）
※2 第1回の就労不能年金をお支払いした後、新たなお支払事由に該当しても、その請求による就労不能年金はお支払いしません。
※3 精神障害の状態に該当している場合を除きます。精神障害の状態について、詳しくは約款をご覧ください。

【ご契約例】■就労不能年金月額：10万円
■最低保証期間：2年（主契約と同一）

特約の保険期間満了まで毎月、
就労不能年金10万円を受け取れます。

- 責任開始期以後に発病した病気または発生した傷害を直接の原因として、保険期間中にお支払事由に該当されたときお支払いします。
- 就労不能年金のお支払いには保証期間があります。特約の保険期間の満了直前にお支払事由に該当したときでも、保証期間分の年金をお支払いします。**保証期間は主契約の最低保証期間と同一です。**
- 被保険者が死亡し、または主契約の高度障害年金が支払われる場合、この特約は消滅します。年金支払期間中に、主契約の遺族年金または高度障害年金が支払われる場合には、その後の就労不能年金はお支払いしません。

特約② 生活サポート 生活サポート年金

特約②は特約③との同時付加が必要です。 ＊特約③（七大疾病・就労不能保険料免除特約）については、P⑦をご覧ください。

メンタル疾患や七大疾病により所定の事由に該当した場合に生活サポート年金を受け取れます。

【無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約】

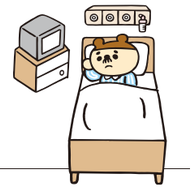

次のいずれかに該当した場合、特約年金支払期間（2年間または5年間）
満了まで毎月、生活サポート年金を受け取れます。※1

お支払事由

1. SOMPOひまわり生命所定のメンタル疾患※2により60日以上継続して入院したとき 詳しくはP⓯
2. 七大疾病により所定の事由に該当したとき 詳しくはP⓫

※1 毎月年金としてお受け取りいただく代わりに年金現価の全部または一部を一括して受け取ることもできます。第１回の生活サポート年金をお支払いした後、新たなお支払事由に該当しても、その請求による生活サポート年金はお支払いしません。
※2 対象となるSOMPOひまわり生命所定のメンタル疾患は下記の「対象となるSOMPOひまわり生命所定のメンタル疾患」をご覧ください。
- 責任開始期以後に発病した病気を直接の原因として、保険期間中にお支払事由に該当されたときお支払いします。
- SOMPOひまわり生命所定のメンタル疾患により入院を開始した場合でも、退院により入院が60日継続していないときは、生活サポート年金はお支払いしません。ただし、退院日の当日または翌日に転入院または再入院した場合で、転入院または再入院を証明する書類があるときは、継続した入院とみなします。
- 被保険者が死亡し、または主契約の高度障害年金が支払われる場合、この特約は消滅します。年金支払期間中に、受取人が死亡または所定の高度障害状態に該当した場合には、未支払分の年金現価を一時にお支払いします。

■対象となるSOMPOひまわり生命所定のメンタル疾患

- 統合失調症・統合失調症型障害および妄想性障害
- 気分［感情］障害
- 神経症性障害・ストレス関連障害および身体表現性障害
- 摂食障害
- 非器質性睡眠障害

【ご契約例】■生活サポート年金月額：5万円

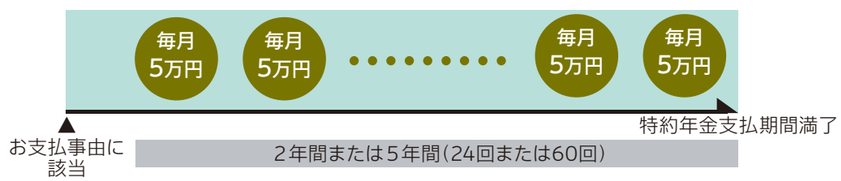

特約年金支払期間（2年間または5年間）満了まで毎月、
生活サポート年金5万円を受け取れます。

- 特約年金支払期間満了後、本特約は消滅します。
- 生活サポート年金が支払われる場合には、以後のこの特約の保険料のお払い込みは必要ありません。
詳しくはP❽「特約②と特約③の保険料払込免除について」をご覧ください。

特約③ 保険料免除

七大疾病により所定の事由に該当した場合等に保険料のお払い込みを免除します。

【七大疾病・就労不能保険料免除特約】

次のいずれかに該当した場合、以後の保険料のお払い込みは必要ありません。

保険料払込免除事由

1. 七大疾病により所定の事由に該当したとき 詳しくはP⑪
2. 国民年金法に基づく障害等級1級または2級の状態に該当していると認定され、障害基礎年金の受給権が生じたとき※ 詳しくはP❾
3. SOMPOひまわり生命所定の就労不能状態に該当したとき 詳しくはP⑫～⑭

※精神障害の状態に該当している場合を除きます。精神障害の状態について、詳しくは約款をご覧ください。

●責任開始期以後に発病した病気または発生した傷害を直接の原因として、保険期間中に保険料払込免除事由に該当されたとき保険料のお払い込みを免除します。

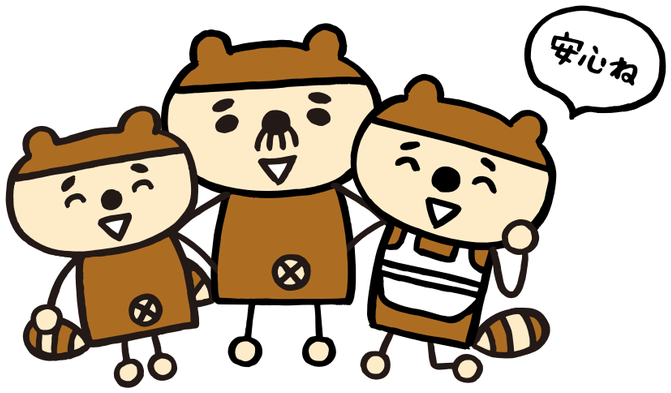

■特約②と特約③の保険料払込免除について

⚠ 特約②「無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約」と 特約③「七大疾病・就労不能保険料免除特約」を同時に付加したとき、特約②のみ保険料のお払い込みが不要となる場合があります。

特約② 無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約 と 特約③ 七大疾病・就労不能保険料免除特約 を

同時に付加した場合

■七大疾病により所定の事由に該当

特約③の保険料払込免除事由に該当するため、主契約・特約②③ の保険料のお払い込みが免除されます。

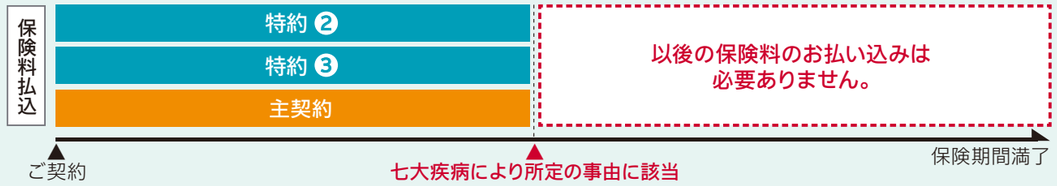

■SOMPOひまわり生命所定のメンタル疾患により60日以上継続して入院

特約③の保険料払込免除事由に該当しないため、特約②のみ次期以降の保険料のお払い込みは不要です。

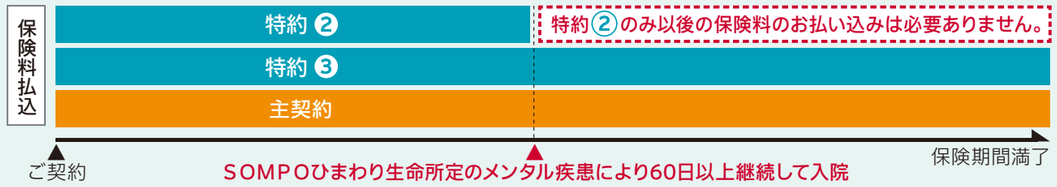

国民年金法に基づく障害等級１級または２級の状態

国民年金法施行令別表

障害の程度		障害の状態
１級	1	次に掲げる視覚障害 ・両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ・一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ・ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつⅠ/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの ・自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが100 デシベル以上のもの
	3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	4	両上肢のすべての指を欠くもの
	5	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	6	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	7	両下肢を足関節以上で欠くもの
	8	体幹の機能に座っていることができない程度または立ちあがることができない程度の障害を有するもの
	9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	10	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの※
	11	身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
２級	1	次に掲げる視覚障害 ・両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの ・一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ・ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつⅠ/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの ・自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが90 デシベル以上のもの
	3	平衡機能に著しい障害を有するもの
	4	そしゃくの機能を欠くもの
	5	音声または言語機能に著しい障害を有するもの
	6	両上肢のおや指およびひとさし指または中指を欠くもの
	7	両上肢のおや指およびひとさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの
	8	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
	9	一上肢のすべての指を欠くもの
	10	一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	11	両下肢のすべての指を欠くもの
	12	一下肢の機能に著しい障害を有するもの
	13	一下肢を足関節以上で欠くもの
	14	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの※
	17	身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考　視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

※障害等級１級の第10号および２級の第16号は「精神障害の状態」に該当し、「無解約返戻金型就労不能保障特約」「七大疾病・就労不能保険料免除特約」の保障の対象外となります。

障害の状態

（公財）生命保険文化センター「ねんきんガイド」2024年6月改訂版

障害等級1級	障害等級2級
他人の介助を受けなければほとんど日常生活を送ることができない状態	必ずしも他人の助けが必要ではないが、日常生活が困難で労働することができない状態

（参考）障害年金を受給するまでの流れ

障害年金を受給するための要件

障害年金を受給するためには、「①初診日の要件」「②障害認定日における障害状態の要件」「③保険料納付要件」のすべてを満たす必要があります。

障害基礎年金

①初診日に国民年金の被保険者であること※
②障害認定日に障害等級１級・２級に該当すること
③保険料納付要件を満たしていること

障害厚生年金

①初診日に厚生年金の被保険者であること
②障害認定日に障害等級１級・２級・３級に該当すること
③保険料納付要件を満たしていること

●初診日と障害認定日とは（上記①と②）

初診日とは、障害の原因となった病気やケガをし、かつ、その病気またはケガおよびこれらに起因する病気について、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日のことです。また、障害認定日とは原則として初診日から1年6か月後のことをいいます。ただし、手足の切断等、回復の見込みがなくなったと判断された場合、その日が障害認定日となります。

※20歳前や、60歳以上65歳未満（年金制度に加入していない期間）で、日本国内に住んでいる間に初診日があるときも含みます。

●保険料納付要件とは（上記③）

初診日がある月の2か月前までに、つぎの2つのいずれかを満たす必要があります。

- 被保険者期間の2/3以上が保険料納付済期間（免除期間含む）であること
- 直前1年間に保険料未納がないこと（初診日に65歳未満・2026年3月までの特例）

CHECK!

障害年金においては初診日は非常に重要です。たとえば、子どもの頃の病気等が原因で障害状態になった場合には、その当時に初めて病院等に行った日が初診日になります。大人になってから病名等を告げられた病院等に初めて行った日が初診日となる訳ではありませんので、注意が必要です。

障害年金の請求手続きの流れ

例

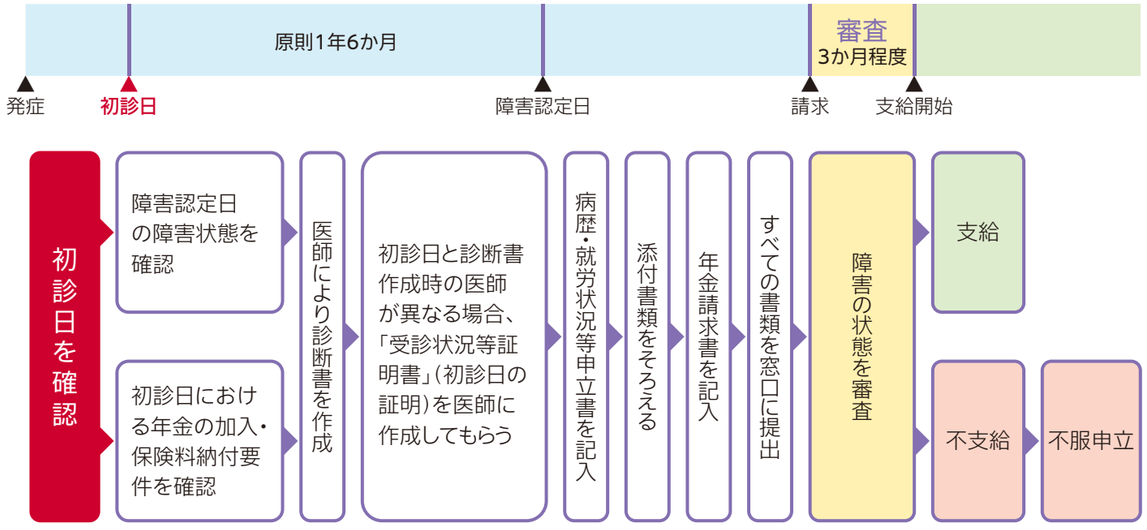

特約について（七大疾病および所定の事由とは）

■対象となる七大疾病および所定の事由

- 特約②【無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約】
- 特約③【七大疾病・就労不能保険料免除特約】

七大疾病	所定の事由
がん（悪性新生物）	被保険者が責任開始期前を含めて、初めてがん（悪性新生物）と医師により診断確定されたとき （上皮内がん・悪性黒色腫以外の皮膚がん・責任開始日から90日以内に診断確定された乳がんを除く） たとえば…》 責任開始期以後に初めて胃がんと診断確定された
急性心筋梗塞 ＊虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞（狭心症等を除く）	被保険者が急性心筋梗塞を発病し、次のいずれかに該当したとき ①初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上労働の制限を必要とする状態が継続したと医師により診断されたとき ②急性心筋梗塞の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき たとえば…》 急性心筋梗塞により、冠動脈ステント留置術を受けた
脳卒中 ＊脳血管疾患のうち、くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞	被保険者が脳卒中を発病し、次のいずれかに該当したとき ①初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師により診断されたとき ②脳卒中の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき たとえば…》 脳梗塞により、病院で診察を受けてから60日を経過した後も手足に麻痺が残存していると、検査により診断された
慢性腎不全	被保険者が慢性腎不全を発病し、次のいずれかに該当したとき ①慢性腎不全により永続的な透析療法を開始したとき ②慢性腎不全の治療を直接の目的として腎臓移植術（自家移植を除く）を受けたとき たとえば…》 糖尿病性腎症により慢性腎不全を発症し、腎臓移植術を受けた
肝硬変	被保険者が肝硬変を発病し、次のいずれかに該当したとき ①肝硬変により生じた食道静脈瘤または胃静脈瘤が破裂したと医師により診断されたとき ②肝硬変により生じた食道静脈瘤または胃静脈瘤の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき ③肝硬変の治療を直接の目的として肝臓移植術（自家移植を除く）を受けたとき たとえば…》 肝硬変により食道静脈瘤を発症し、内視鏡的食道静脈瘤結紮（けっさつじゅつ）術を受けた
糖尿病	被保険者が糖尿病を発病し、次のいずれかに該当したとき ①糖尿病により糖尿病性網膜症を発病し、その治療を直接の目的として網膜または硝子体に対する手術を初めて受けたとき ②糖尿病により上肢または下肢に生じた糖尿病性壊疽の治療を直接の目的として１手の１手指以上または１足の１足指以上についての切断術を受けたとき たとえば…》 糖尿病性壊疽の状態となり、足関節以下で四肢切断術を受けた
高血圧性疾患	被保険者が高血圧性疾患を発病し、次のいずれかに該当したとき ①高血圧性疾患により生じた大動脈瘤または大動脈解離が破裂したと医師により診断されたとき ②高血圧性疾患により生じた大動脈瘤または大動脈解離の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき たとえば…》 高血圧により大動脈瘤が破裂したため人工血管置換術を受けた

特約について（ＳＯＭＰＯひまわり生命所定の就労不能状態とは）

■対象となるＳＯＭＰＯひまわり生命所定の就労不能状態※

- 特約①【無解約返戻金型就労不能保障特約】
- 特約③【七大疾病・就労不能保険料免除特約】

※詳しくは約款別表「就労不能状態」をご覧ください。

所定の疾患等による障害 1

心臓の病気

- 心臓移植術を受けた
- 人工心臓を装着した
- CRT（心臓再同期医療機器）またはCRT－D（除細動器機能付き心臓再同期医療機器）を装着した

たとえば…》
心筋症により、人工心臓を装着する手術を受けた

腎臓の病気

- 永続的な透析療法を開始した
- 腎臓移植術（自家移植は除きます）を受けた

たとえば…》
IgA腎症により慢性腎不全を発症しており、永続的に週3回程度の血液透析を実施している

人工肛門の造設

［人工肛門を永久的に造設し、かつ、以下のいずれかにあてはまる］

- 人工ぼうこうを永久的に造設または尿路変更術を受けた
- 完全排尿障害（カテーテル留置または自己導尿の常時施行を必要とする）状態にある

たとえば…》
大腸がんのぼうこう浸潤により、人工肛門および人工ぼうこうを造設した

所定の疾患等による障害 2 回復の見込みのない状態

呼吸器の病気

常時の酸素療法が必要であり、常時の酸素療法を施行している

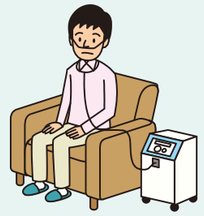

たとえば…》
肺気腫により慢性呼吸不全となり、常時、酸素療法（カニューレやマスク等を用いて体内に適量な酸素を投与する治療法）を行っている

心臓の病気

- 心臓に人工弁を置換した※1
- 恒久的心臓ペースメーカーを装着した※2

※1 生体弁の移植を含み、人工弁を再置換する場合およびすでに人工弁を置換した部位とは異なる部位に人工弁を置換する場合は含みません。
※2 心臓ペースメーカーを一時的に装着した場合およびすでに装着した恒久的心臓ペースメーカーまたはその付属品を交換する場合は含みません。

たとえば…》
大動脈弁狭窄症に対して、人工弁置換術を行ったことにより、軽い家事などの軽労働や事務等の座業ができない

肝臓の病気

肝硬変により、腹水または肝性脳症の臨床所見がある

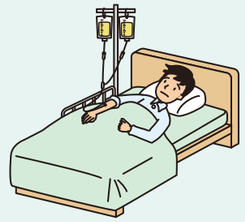

たとえば…》
肝硬変により、腹水貯留の状態と診断された

特約について（ＳＯＭＰＯひまわり生命所定の就労不能状態とは）

■対象となるＳＯＭＰＯひまわり生命所定の就労不能状態※

- 特約①【無解約返戻金型就労不能保障特約】
- 特約③【七大疾病・就労不能保険料免除特約】

※詳しくは約款別表「就労不能状態」をご覧ください。

所定の疾患等による障害 2　回復の見込みのない状態

血液・造血器の病気

［以下の疾患で血液数値が所定の異常値を示している］

- 再生不良性貧血等の難治性貧血群に分類される疾患
- 血友病等の出血傾向群を伴う疾患
- 白血病等の血液のがん（造血器腫瘍群）

たとえば…

骨髄異形成症候群により、ヘモグロビンや血小板数等の所定の血液数値異常を示している

悪性新生物

［悪性新生物で血液数値が次のすべてに該当する］

- 赤血球数が250（万/㎣）未満のもの
- 血色素量が８（g/dl）未満のもの
- ヘマトクリットが20%未満のもの
- 総蛋白が４（g/dl）未満のもの

たとえば…

胃がんによる出血のために貧血状態となり、赤血球数等の所定の血液数値異常を示している

眼の障害　回復の見込みのない状態

［両眼の視力または視野に著しい障害を残す状態］

- メガネ・コンタクトレンズ等を装着したきょう正視力を測定し、視力の良い方の眼の視力が0.07以下のもの、または、視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
- Ⅰ/2の視標で両眼の視野がそれぞれ５度以内のもの
- ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつⅠ/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの
- 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
- 視野狭さくによる視力障害、および眼瞼下垂による視力・視野障害を除く

たとえば…

緑内障で視野が狭くなり、1人で外出することが困難になっている

耳の障害　回復の見込みのない状態

［両耳の聴力に著しい障害を残す状態］

- 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- 両耳の聴力レベルが80デシベル以上で、かつ、最良語音明瞭度が30%以下のもの

たとえば…

耳硬化症により難聴状態となり、補聴器を着けていても他人の会話が聞き取れない

平衡機能の障害　回復の見込みのない状態

［平衡機能に著しい障害を残す状態］

脳または内耳の器質的異常によるもので、四肢体幹に器質的異常がない場合に他覚的に平衡機能障害を認め、開眼で起立・立位保持が不能、または開眼で直線を歩行中に10メートル以内に転倒もしくは著しくよろめいて歩行を中断せざるをえない程度の状態

たとえば…

メニエール病により、転倒したりよろめいたりせずにまっすぐ10メートル以上歩くことができない

言語機能の障害　回復の見込みのない状態

［言語機能に著しい障害を残す状態］

語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷または発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意思疎通が困難な状態

たとえば…

脳内出血により失語症を発症したため、意思疎通の際は身振り、手振りにて補助を必要としている

上・下肢の障害 1

- 両手の第１指（母指）を失い、かつ、両手の第２指（示指）または第３指（中指）を失ったもの
- １手の５手指を失ったもの
- 10足指を失ったもの
- １下肢を足関節以上で失ったもの

上・下肢の障害 2　回復の見込みのない状態

- １上肢の機能に著しい障害を残すもの
- １手の５手指の機能に著しい障害を残すもの
- 両手の第１指（母指）の機能に著しい障害を残し、かつ、両手の第２指（示指）または第３指（中指）の機能に著しい障害を残すもの
- １下肢の機能に著しい障害を残すもの
- 両上肢の機能に相当程度の障害を残すもの
- 両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの
- １上肢および１下肢の機能に相当程度の障害を残すもの

＊著しい障害や、相当程度の障害とは関節の運動範囲の制限や、筋力の低下が所定の状態以下になっている状態等をいいます。

特約について（ＳＯＭＰＯひまわり生命所定のメンタル疾患とは）

ＳＯＭＰＯひまわり生命所定のメンタル疾患とは

特約②【無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約】の
対象となるＳＯＭＰＯひまわり生命所定のメンタル疾患の代表的な病名

- 統合失調症
- 双極性感情障害
- 心身症
- 摂食障害
- うつ病
- パニック障害
- 不安神経症

どんな状態？ 》 ＳＯＭＰＯひまわり生命所定のメンタル疾患により60日以上継続して入院したとき

たとえば… 》 統合失調症により医師の指示を受け、継続して60日間入院をした

健康体料率特約

お客さま（被保険者）の喫煙状況や健康状態等が、ＳＯＭＰＯひまわり生命の定める基準に適合する場合に、割安な保険料でお申込いただけます。

●健康状態等がＳＯＭＰＯひまわり生命の定める基準を満たしていない場合、健康体料率特約は適用できません。その場合、通常の保険料や特別条件付きでのご契約のお引き受けとなる場合およびご契約自体をお引き受けできない場合もあります。

●告知書扱でのお申込の場合、健康体料率特約は適用できません。

【ご契約例】■30歳男性 ■基準年金月額：10万円 ■保険期間・保険料払込期間：65歳まで ■最低保証期間：2年 ■平準払込方式 ■保険料払込方法：口座振替月払

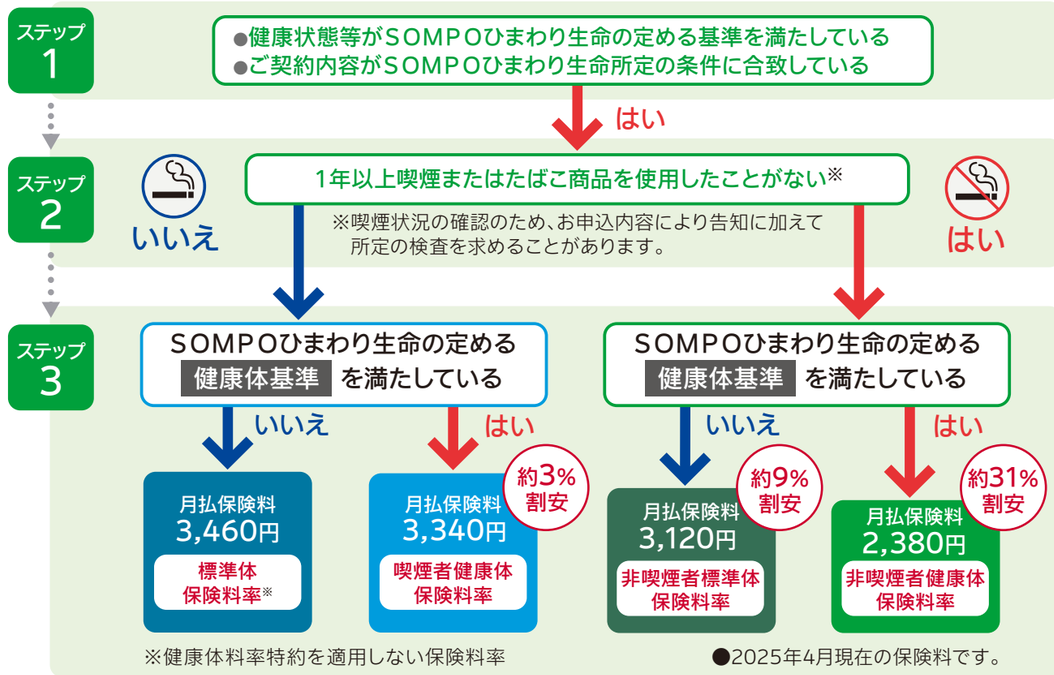

割安になる率はお申込のご契約内容・ご加入の年齢等によって異なります。

健康体基準

「健康体」は下記項目の両方を満たしているうえで、
医師の診査結果等がＳＯＭＰＯひまわり生命の定める範囲内である必要があります。

CHECK 1 「体 バランス」 ＢＭＩ値（肥満度）は下記の範囲内ですか？

18.0 ＜ ＢＭＩ※＜ 27.0（男女・年齢問わず）

※ＢＭＩとは「ボディ・マス・インデックス」の略称です。ＢＭＩ＝体重（ｋｇ）÷{身長（ｍ）}^{2}

■BMI値範囲内の身長・体重の目安

身長(cm)	145	150	155	160	165	170	175	180	185	190
最低体重(kg以上)	38	41	44	47	50	53	56	59	62	65
最高体重(kg以下)	56	60	64	69	73	78	82	87	92	97

CHECK 2 「血圧」 血圧値は下記の範囲内ですか？

最高 血圧値
140mmHg未満

最低 血圧値
90mmHg未満

ＳＯＭＰＯひまわり生命の定める健康体基準に適合しないからといって、その方が健康ではないということではありません。

●ご契約時に告知いただいた内容が、事実と異なる場合には、ご契約または特約を解除することがあります。また、以後のご契約のお引き受けをお断りする場合があります。
●なお、いただいた告知に関して、ご契約後に告知内容の確認や追加の検査を求める場合がありますのでご了承ください。
●検査の結果によっては、健康体料率特約が適用できない場合があります。

健康☆チャレンジ！制度（保険料率変更）

保険料が割安になるとともに健康チャレンジ祝金をお受け取りいただけるチャンスがあります！

健康チャレンジ祝金とは、保険料率を変更する場合に、健康体料率特約（主契約用）に基づき保険料差額相当額を精算するものです。

保険料が割安になるチャンス！

ご契約後の所定の期間内に喫煙状況または健康状態等が改善され、SOMPOひまわり生命の定める基準※に適合した場合、下記のお取り扱いができます。

※SOMPOひまわり生命の定める基準については、P⑯をご覧ください。

ご契約時の保険料率	変更後の保険料率
標準体保険料率（健康体料率特約を適用しない保険料率）	喫煙者健康体保険料率
	非喫煙者標準体保険料率
	非喫煙者健康体保険料率
喫煙者健康体保険料率	非喫煙者健康体保険料率
非喫煙者標準体保険料率	非喫煙者健康体保険料率

さらに、健康チャレンジ祝金をお受け取りいただけるチャンス！

契約日にさかのぼって計算した保険料差額相当額を健康チャレンジ祝金としてお受け取りいただくことができます。

お手続きにあたっては、請求書、告知書（健康状態の告知）および所定の健康診断結果通知書写し等をご提出いただきます。なお、告知時点で14か月以内に健康診断または人間ドックを受診されていない場合は、受診後にお手続きをお願いします。

健康☆チャレンジ！制度の取り扱いにあたって、次の点についてご注意ください。

- 保険料率変更の告知日が、契約日からその日を含めて2年以上かつ5年以内にある場合にお取り扱いが可能です。
- 保険料率変更の告知日が、前回の保険料率変更のお申し出時の告知日から1年以内にある場合、お取り扱いできません。
- ご契約時に標準体のお引き受けとなった場合、その告知内容等により、お取り扱いができない場合があります。
- 保険料率変更のお申し出の際に、喫煙状況・血圧・BMIが改善されていても、健康状態等がSOMPOひまわり生命の定める基準を満たさない場合には、お取り扱いできません。
- 保険料率変更の告知日に、特別条件付保険特約が適用されている場合、お取り扱いできません。
- SOMPOひまわり生命の定める基準は、将来にわたって変更となる可能性があります。
- 健康☆チャレンジ！制度の内容は保険種類によって異なります。

上記取り扱いは2025年4月現在の内容に基づいています。
詳細については、最寄りのSOMPOひまわり生命の支社もしくは本社までご照会ください。

たとえば…

- 30歳（ご契約時）男性
- 基準年金月額：10万円
- 最低保証期間：2年 平準払込方式
- 保険期間・保険料払込期間：65歳まで
- 保険料払込方法：口座振替月払

［ 標準体保険料率から非喫煙者健康体保険料率にチャレンジ成功した場合 ］

◆ご契約後37か月目の保険料から保険料率の変更が適用された場合

ご契約時の保険料率	ご契約時の保険料	→	変更後の保険料率	変更後の保険料
標準体保険料率	3,460円	→	非喫煙者健康体保険料率	2,380円

◆健康チャレンジ祝金の金額

（ご契約時の保険料 3,460円 － 変更後の保険料 2,380円）× お払い込みいただいた月数 36か月 ＝ 健康チャレンジ祝金の金額 **38,880円**

2025年4月現在の保険料です。

●健康チャレンジ祝金の金額（保険料差額相当額）は、契約日における年齢、保険料率変更時の保険金額および保険料払込方法（回数・経路）をもとに計算します。

健康☆チャレンジ！制度のイメージ

契約日にさかのぼって計算した保険料差額相当額を健康チャレンジ祝金としてご契約者さまにお支払いし、将来の保険料を改めます。そのため、保険料の変更月により健康チャレンジ祝金の金額（保険料差額相当額）が変わります。

保険料率変更の告知日が、契約日からその日を含めて2年以上かつ5年以内にある場合にお取り扱いが可能です。

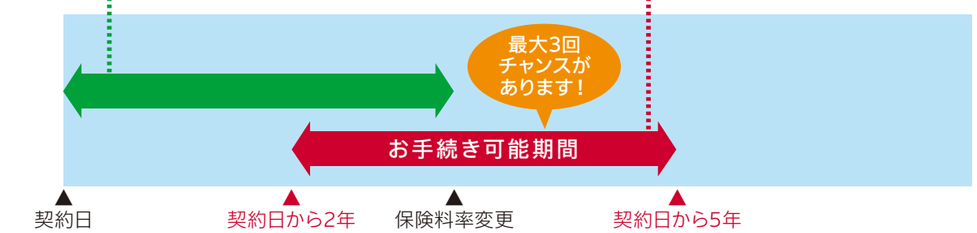

お手続き可能期間となりましたら、
保険料率変更請求書類をご契約者さまへお送りします。

健康への取組みをサポートするサービスをご用意しています。
詳細は44ページをご覧ください。

払込方式　ニーズに合わせてお選びいただけます。

ニーズに合わせて保険料の払込方式を
「平準払込方式」と「逓減払込方式」の2つの払込方式から
お選びいただけます。

平準払込方式

保険料が保険料払込期間を通じて変わらない払込方式です。

逓減払込方式

5年ごとにご加入時の保険料の5％相当額ずつ減少し、
保険期間満了直前5年間はご加入時の保険料の50％相当額となる払込方式です。

ひまわりのこだわり　だんだん減（へり）

＊保険料の払込方式はお申込時に設定いただきます。保険期間の中途での変更はできません。

【ご契約例】■30歳男性　■基準年金月額：10万円　■保険期間・保険料払込期間：65歳まで　■最低保証期間：2年
■保険料払込方法：口座振替月払　■標準体保険料率

〈保険料推移〉

平準払込方式

全保険期間（35年間）における払込保険料累計
1,453,200円

3,460円
ご加入時の保険料と変わりません

30歳（ご契約）　35歳　40歳　45歳　50歳　55歳　60歳　65歳（保険期間満了）

〈保険料推移〉

逓減払込方式

全保険期間（35年間）における払込保険料累計
1,346,400円

30歳（ご契約）	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳（保険期間満了）
3,900円 ご加入時の保険料	3,710円 (-4.8%)	3,510円 (-10.0%)	3,320円 (-14.8%)	3,120円 (-20.0%)	2,930円 (-24.8%)	1,950円 (-50.0%)	

（　）はご加入時の保険料に対する減少割合です。小数点第2位以下は切捨てで表示しています。
2025年4月現在の保険料です。

●逓減払込方式における保険料の減少割合（5％相当額および50％相当額）は基準年金月額・経過年数等によりそれぞれ5％および50％より少なくなるまたは多くなる場合があります。詳しくは、設計書等でご確認ください。

年金のお支払いには「最低保証期間」があります。

最低保証期間とは、保険期間の満了直前に死亡・所定の高度障害状態になられたときでも、年金のお支払いを保証する期間のことです。
最低保証期間は2年（24回分）または5年（60回分）があり、「平準払込方式」は2年または5年からの選択、「逓減払込方式」は2年のみとなります。

保険料の払込方式	最低保証期間
平準払込方式	2年または5年
逓減払込方式	2年

ご活用法　ご加入後も柔軟に活用できます。

活用法　「もしものとき」の状況に応じて、年金の受取方法を選択できます。

例：30歳のとき（ご契約後1か月以内）に亡くなられた場合

【ご契約例】■30歳男性　■基準年金月額：10万円　■保険期間：65歳まで

毎月10万円 × 12か月 × 35年間

1　毎月受け取る場合　受取総額 4,200万円

毎月10万円　毎月10万円　・・・　毎月10万円　毎月10万円
30歳　65歳まで

2　まとめて受け取る場合　一括受取額 約3,744万円

一括受取額 約3,744万円

毎月お受け取りいただくかわりに年金現価を一時金としてお受け取りいただけます。

1と2の組み合わせも可能！　ただし、一部一括受取は保険期間中に1回が限度となります。

葬儀費用や進学資金等で最初にまとまった金額が必要な場合に
年金の一部を一括で受け取れます。

一部一括受取額 約1,123万円　毎月7万円　・・・　毎月7万円　毎月7万円
30歳　65歳まで

生活費の心配がなくなり、リフォーム等まとまった金額が必要な場合に
残りの年金を一括で受け取れます。

毎月10万円　毎月10万円　・・・・・　一括受取額 約1,164万円
30歳　55歳

●年金は保険期間中毎月お支払いします。そのため毎月の年金月額は変わりませんが、亡くなられた月（所定の高度障害状態になった月）によりお受け取りいただく期間と年金の総額が変わります。したがって保険期間の経過により、年金受取総額・一括受取額は毎月減少していきます。
●万が一のときにお受け取りいただく毎月の年金は、雑所得として源泉徴収の対象となる場合があります。このため、実際にお受け取りになる金額が上記よりも少なくなる場合があります。詳しくはP39の「年金等の税法上のお取り扱い」をご覧ください。
●年金現価とは、将来に発生する利息を差し引いて算出した現在の保険契約の価値をいいます。

上記取扱いは2025年4月現在の取扱規定に基づいています。ＳＯＭＰＯひまわり生命の定める条件によりお取り扱いできない場合もございます。詳細については、お問い合わせ先までご照会ください。

もしものとき や 働けない状態になったとき の公的保障制度

もしものとき　もしものことがあったとき、のこされたご家族に「遺族年金」が支払われることがあります。

●会社員・公務員等のイメージ

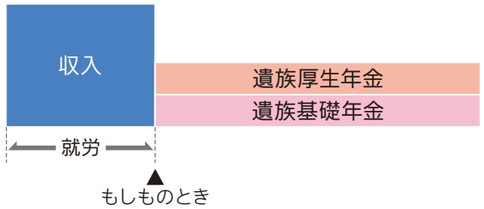

●自営業者等のイメージ

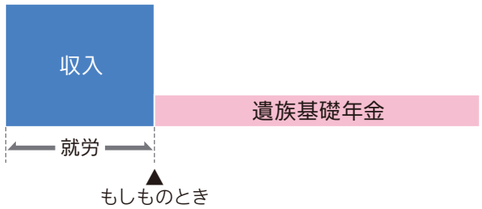

遺族基礎年金について

自営業者等　会社員・公務員等

●遺族基礎年金とは、自営業者・会社員・公務員等の方が亡くなった場合、のこされた家族が「子のある配偶者」または「子」である場合に支給される遺族年金です。
なお、「子」とは、18歳到達年度の末日（障害等級１級・２級に該当する場合は20歳未満）までの子を指します。

遺族厚生年金について

会社員・公務員等

●遺族厚生年金とは、会社員・公務員等の方が亡くなった場合、のこされた配偶者や子等に「遺族基礎年金」にプラスして支給される遺族年金です。

＊詳しい受給資格要件等については、日本年金機構のホームページをご確認ください。

参考　遺族年金支給額（概算額）早見表

単位：万円（千円未満は切捨てで表示しています）

自営業者等	月収にかかわらず一律	遺族基礎年金(a)					
		妻のみ		妻と子1人		妻と子2人	
		年額	月額	年額	月額	年額	月額
		0	0	105.0	8.7	128.5	10.7

会社員・公務員等	平均標準報酬月額	遺族厚生年金(b)		遺族基礎年金(a)＋遺族厚生年金(b)					
				妻のみ		妻と子1人		妻と子2人	
		年額	月額	年額	月額	年額	月額	年額	月額
	20万円	32.0	2.6	93.2	7.7	137.1	11.4	160.6	13.3
	30万円	48.0	4.0	109.2	9.1	153.1	12.7	176.6	14.7
	40万円	64.1	5.3	125.3	10.4	169.2	14.1	192.6	16.0
	50万円	80.1	6.6	141.3	11.7	185.2	15.4	208.7	17.3

（2024年8月現在）

●平均標準報酬月額とは、厚生年金加入期間の標準報酬月額の平均額（現在の価値に換算するため再評価率で修正）のことで、年金額の計算の基礎となるものです。
●2003年4月から総報酬制が導入されていますが、賞与が一定割合（年間3.6か月分）支給される前提においては「平均標準報酬月額」で近似値が求められるため、簡易的に「平均標準報酬月額」のみで年金額を算出しています。なお、上記年金額は新規裁定者（67歳以下）のものです。
●現役会社員・公務員等の死亡時の遺族厚生年金については、加入期間300月が最低保障されるため、本資料についても300月加入の前提で年金額を算出しています。また、各年金の年額・月額は、計算上の値のそれぞれ千円未満を切捨てで記載している参考値のため、月額を12倍しても年額と合致しないこともあります。
●本資料中の子とは、18歳到達年度の末日（障害等級1級・2級に該当する場合は20歳未満）までの子を意味します。また、妻のみの遺族厚生年金には中高齢寡婦加算※（年額約61.2万円）を含めています。
※中高齢寡婦加算とは、子のない40歳以上65歳未満の妻や、子が18歳到達年度の末日（障害等級1級・2級に該当する場合は20歳）を過ぎるなどによって遺族基礎年金を受けられなくなった時点で40歳以上65歳未満の妻に加算されるものです。

働けない状態になったとき　働けない状態になったとき、「傷病手当金」や「障害年金」が支払われることがあります。

●会社員・公務員等のイメージ

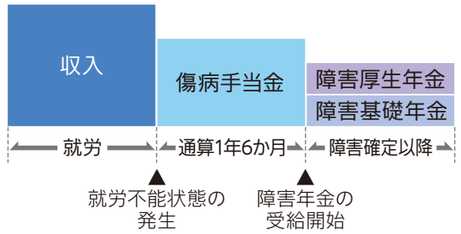

●自営業者等のイメージ

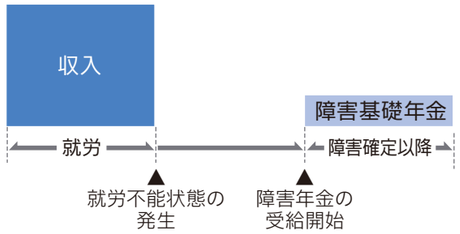

傷病手当金について

●健康保険等にご加入の方が、業務外の病気やケガで4日以上連続して仕事を休み、給与の支払いがない場合に、4日目から通算で1年6か月間にわたって、給与の約３分の２が支給される制度です。
●一般的に、国民健康保険の加入者（自営業者等）には傷病手当金はありません。
●加入している健康保険組合等によっては、付加給付により上乗せ給付がある場合があります。
●公務員等の場合、計算基準が異なる場合があります。

障害年金について

●国民年金や厚生年金にご加入の方が、障害認定日（原則として初診日から1年6か月後）に法令で定める障害状態に該当していると認定された場合に支給される年金です。
●障害年金には障害基礎年金、障害厚生年金の2種類がありますが、どの障害年金を受け取れるかは、初診日にどの年金制度に加入しているかによって異なります。
●障害の程度によって障害等級が異なり（障害等級1級・2級・3級（厚生年金のみ））、障害年金の額は障害等級や職業、家族構成等によって異なります。

＊詳しい受給資格要件等については、日本年金機構および全国健康保険協会等のホームページをご確認ください。

参考　障害年金支給額（概算額）早見表

単位：万円（千円未満は切捨てで表示しています）

自営業者等		障害基礎年金(a)					
		妻のみ		妻と子1人		妻と子2人	
		年額	月額	年額	月額	年額	月額
障害等級1級	月収にかかわらず一律	102.0	8.5	125.4	10.4	148.9	12.4
障害等級2級	月収にかかわらず一律	81.6	6.8	105.0	8.7	128.5	10.7

会社員・公務員等		障害厚生年金(b)		障害基礎年金(a)＋障害厚生年金(b)					
平均標準報酬月額				妻のみ		妻と子1人		妻と子2人	
		年額	月額	年額	月額	年額	月額	年額	月額
障害等級1級	20万円	76.9	6.4	178.9	14.9	202.3	16.8	225.8	18.8
	30万円	103.6	8.6	205.6	17.1	229.1	19.0	252.5	21.0
	40万円	130.3	10.8	232.3	19.3	255.8	21.3	279.3	23.2
	50万円	157.0	13.0	259.0	21.5	282.5	23.5	306.0	25.5
障害等級2級	20万円	66.2	5.5	147.8	12.3	171.3	14.2	194.7	16.2
	30万円	87.6	7.3	169.2	14.1	192.6	16.0	216.1	18.0
	40万円	108.9	9.0	190.5	15.8	214.0	17.8	237.5	19.7
	50万円	130.3	10.8	211.9	17.6	235.4	19.6	258.9	21.5

（2024年8月現在）

●障害厚生年金の計算においては、厚生年金の加入期間が最低300月分保障されるため、本資料の障害厚生年金についても加入期間を300月として計算しています。また、左記の「遺族年金支給額（概算額）早見表」と同様に、賞与が一定割合（年間3.6か月分）支給される前提で、平均標準報酬月額のみを使用して簡易的に年金額を算出しています。なお、上記年金額は新規裁定者（67歳以下）のものです。
●本資料の障害厚生年金の年金額には、一定の要件を満たす配偶者がいる場合の加給年金額（年額約23.4万円）を含んでいます。
●子についての定義や端数処理等は左記の「遺族年金支給額（概算額）早見表」と同様です。

制作・監修：株式会社セールス手帖社保険FPS研究所

CHECK　「ねんきん定期便」を撮影するだけで、将来もらえる公的　年金の試算ができるツールをご用意しています！

月払保険料表
（口座振替扱）

－男 性－

基準年金月額	10万円
保険期間・保険料払込期間	65歳まで

- 特約①は無解約返戻金型就労不能保障特約です。
- 特約②は無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約（特約年金支払期間２年）です。
- 特約①・特約②は七大疾病・就労不能保険料免除特約との同時付加が必要です。
- パンフレットに記載のない保険料については設計書等にてご確認ください。

（2025年4月現在の保険料です。）

平準払込方式（最低保証期間：2年）

契約年齢（歳）	七大疾病・就労不能保険料免除特約なし			
	標準体	喫煙者健康体	非喫煙者標準体	非喫煙者健康体
20	3,290	3,190	3,030	2,500
21	3,300	3,200	3,020	2,460
22	3,300	3,200	3,010	2,430
23	3,300	3,200	3,000	2,400
24	3,310	3,210	3,000	2,380
25	3,320	3,210	3,000	2,360
26	3,330	3,220	3,010	2,340
27	3,350	3,240	3,020	2,340
28	3,390	3,270	3,060	2,350
29	3,420	3,300	3,090	2,360
30	3,460	3,340	3,120	2,380
31	3,500	3,380	3,170	2,410
32	3,570	3,450	3,230	2,450
33	3,630	3,510	3,280	2,490
34	3,700	3,570	3,350	2,540
35	3,770	3,640	3,410	2,590
36	3,850	3,730	3,500	2,660
37	3,930	3,800	3,570	2,710
38	4,000	3,870	3,630	2,770
39	4,070	3,940	3,700	2,830
40	4,140	4,010	3,770	2,890
41	4,200	4,070	3,830	2,940
42	4,250	4,130	3,880	2,980
43	4,270	4,160	3,920	3,020
44	4,310	4,210	3,960	3,070
45	4,330	4,240	3,990	3,110
46	4,350	4,260	4,010	3,140
47	4,350	4,260	4,010	3,160
48	4,360	4,270	4,020	3,190
49	4,330	4,240	4,000	3,190
50	4,290	4,200	3,960	3,180
51	4,230	4,140	3,900	3,160
52	4,170	4,080	3,850	3,130
53	4,070	3,990	3,760	3,080
54	3,950	3,880	3,650	3,020
55	3,820	3,750	3,550	2,950

単位：円

逓減払込方式（最低保証期間：2年）

契約年齢（歳）	七大疾病・就労不能保険料免除特約なし			
	標準体	喫煙者健康体	非喫煙者標準体	非喫煙者健康体
20	3,780	3,660	3,480	2,880
21	3,780	3,660	3,470	2,830
22	3,770	3,660	3,450	2,790
23	3,770	3,650	3,430	2,760
24	3,770	3,650	3,430	2,720
25	3,770	3,650	3,420	2,690
26	3,780	3,660	3,430	2,670
27	3,800	3,680	3,440	2,660
28	3,840	3,710	3,470	2,680
29	3,860	3,740	3,500	2,680
30	3,900	3,770	3,530	2,690
31	3,950	3,810	3,580	2,720
32	4,030	3,880	3,630	2,770
33	4,090	3,950	3,690	2,810
34	4,160	4,010	3,760	2,860
35	4,240	4,090	3,830	2,920
36	4,320	4,190	3,930	2,990
37	4,400	4,270	4,010	3,040
38	4,480	4,330	4,080	3,110
39	4,550	4,410	4,150	3,170
40	4,630	4,490	4,240	3,230
41	4,700	4,560	4,290	3,290
42	4,770	4,630	4,360	3,360
43	4,810	4,680	4,400	3,410
44	4,860	4,740	4,460	3,470
45	4,900	4,780	4,500	3,520
46	4,930	4,820	4,540	3,560
47	4,950	4,850	4,570	3,610
48	4,990	4,890	4,600	3,650
49	4,990	4,890	4,600	3,680
50	4,980	4,880	4,590	3,690
51	4,960	4,870	4,580	3,710
52	4,950	4,870	4,590	3,740
53	4,930	4,840	4,560	3,740
54	4,900	4,800	4,530	3,740
55	4,860	4,770	4,500	3,740

単位：円

平準払込方式（最低保証期間：2年）

契約年齢（歳）	七大疾病・就労不能保険料免除特約あり					
	標準体	喫煙者健康体	非喫煙者標準体	非喫煙者健康体	特約① 就労不能年金 月額10万円	特約② 生活サポート年金 月額5万円
20	3,430	3,330	3,150	2,610	1,020	455
21	3,440	3,330	3,150	2,570	1,050	475
22	3,450	3,340	3,150	2,540	1,080	490
23	3,450	3,350	3,140	2,510	1,110	505
24	3,460	3,360	3,140	2,490	1,140	525
25	3,480	3,370	3,150	2,470	1,170	545
26	3,490	3,380	3,160	2,460	1,210	570
27	3,520	3,410	3,180	2,460	1,250	595
28	3,570	3,450	3,220	2,480	1,300	620
29	3,600	3,490	3,260	2,490	1,330	650
30	3,640	3,530	3,290	2,510	1,370	675
31	3,700	3,580	3,350	2,550	1,390	705
32	3,770	3,640	3,420	2,600	1,420	740
33	3,840	3,710	3,490	2,650	1,430	775
34	3,920	3,780	3,550	2,700	1,450	810
35	4,000	3,860	3,620	2,760	1,460	840
36	4,100	3,960	3,710	2,840	1,460	880
37	4,180	4,050	3,790	2,900	1,470	925
38	4,260	4,120	3,880	2,960	1,470	970
39	4,330	4,200	3,950	3,010	1,480	1,015
40	4,410	4,270	4,030	3,080	1,500	1,065
41	4,470	4,340	4,090	3,130	1,520	1,120
42	4,530	4,400	4,150	3,190	1,540	1,170
43	4,570	4,450	4,200	3,240	1,560	1,230
44	4,620	4,500	4,250	3,290	1,570	1,290
45	4,640	4,530	4,270	3,330	1,600	1,355
46	4,660	4,550	4,290	3,360	1,620	1,420
47	4,660	4,560	4,290	3,390	1,640	1,485
48	4,670	4,560	4,300	3,420	1,660	1,560
49	4,640	4,540	4,270	3,420	1,680	1,635
50	4,590	4,490	4,240	3,410	1,700	1,715
51	4,520	4,420	4,170	3,380	1,710	1,795
52	4,440	4,350	4,110	3,350	1,720	1,880
53	4,330	4,260	4,010	3,290	1,730	1,980
54	4,220	4,140	3,900	3,220	1,730	2,075
55	4,070	3,990	3,770	3,130	1,720	2,175

単位：円

逓減払込方式（最低保証期間：2年）

契約年齢（歳）	七大疾病・就労不能保険料免除特約あり					
	標準体	喫煙者健康体	非喫煙者標準体	非喫煙者健康体	特約① 就労不能年金 月額10万円	特約② 生活サポート年金 月額5万円
20	3,920	3,800	3,610	2,980	1,170	515
21	3,920	3,800	3,600	2,940	1,200	535
22	3,920	3,800	3,590	2,900	1,230	555
23	3,920	3,800	3,570	2,860	1,260	575
24	3,930	3,810	3,570	2,840	1,290	595
25	3,930	3,810	3,570	2,810	1,330	620
26	3,940	3,820	3,580	2,790	1,370	645
27	3,970	3,850	3,590	2,780	1,410	670
28	4,020	3,890	3,630	2,810	1,460	700
29	4,050	3,920	3,660	2,810	1,500	730
30	4,090	3,960	3,700	2,830	1,540	760
31	4,150	4,010	3,750	2,860	1,560	795
32	4,230	4,090	3,830	2,920	1,590	825
33	4,290	4,160	3,900	2,960	1,600	860
34	4,370	4,230	3,970	3,020	1,620	900
35	4,460	4,310	4,050	3,070	1,620	940
36	4,570	4,410	4,150	3,160	1,630	985
37	4,660	4,510	4,230	3,230	1,630	1,030
38	4,740	4,590	4,310	3,290	1,630	1,080
39	4,820	4,670	4,390	3,360	1,640	1,130
40	4,920	4,760	4,480	3,430	1,660	1,180
41	4,980	4,840	4,550	3,500	1,680	1,240
42	5,050	4,910	4,630	3,560	1,700	1,305
43	5,100	4,960	4,680	3,610	1,720	1,370
44	5,160	5,030	4,740	3,680	1,750	1,440
45	5,200	5,070	4,780	3,730	1,780	1,510
46	5,230	5,110	4,830	3,780	1,810	1,590
47	5,260	5,150	4,850	3,830	1,850	1,675
48	5,300	5,180	4,890	3,880	1,890	1,765
49	5,290	5,180	4,890	3,910	1,920	1,860
50	5,280	5,170	4,870	3,920	1,950	1,965
51	5,260	5,140	4,860	3,930	1,990	2,085
52	5,240	5,140	4,850	3,950	2,030	2,215
53	5,210	5,100	4,820	3,950	2,080	2,370
54	5,160	5,060	4,780	3,950	2,120	2,535
55	5,110	5,020	4,750	3,950	2,170	2,730

単位：円

月払保険料表
（口座振替扱）

－女性－

基準年金月額	10万円
保険期間・保険料払込期間	65歳まで

- 特約①は無解約返戻金型就労不能保障特約です。
- 特約②は無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約（特約年金支払期間2年）です。
- 特約①・特約②は七大疾病・就労不能保険料免除特約との同時付加が必要です。
- パンフレットに記載のない保険料については設計書等にてご確認ください。

（2025年4月現在の保険料です。）

平準払込方式（最低保証期間：2年）

契約年齢（歳）	七大疾病・就労不能保険料免除特約なし			
	標準体	喫煙者健康体	非喫煙者標準体	非喫煙者健康体
20	2,150	2,020	2,110	1,820
21	2,170	2,040	2,130	1,820
22	2,200	2,070	2,160	1,840
23	2,230	2,100	2,180	1,850
24	2,280	2,140	2,220	1,880
25	2,300	2,170	2,250	1,890
26	2,330	2,200	2,290	1,910
27	2,370	2,240	2,310	1,940
28	2,430	2,300	2,360	1,980
29	2,460	2,330	2,400	2,010
30	2,510	2,380	2,440	2,030
31	2,560	2,430	2,480	2,070
32	2,620	2,490	2,540	2,110
33	2,660	2,530	2,580	2,150
34	2,710	2,590	2,620	2,180
35	2,740	2,620	2,670	2,220
36	2,800	2,670	2,710	2,260
37	2,830	2,700	2,740	2,280
38	2,850	2,740	2,770	2,300
39	2,880	2,760	2,790	2,310
40	2,910	2,800	2,830	2,340
41	2,930	2,820	2,850	2,360
42	2,950	2,850	2,870	2,380
43	2,960	2,850	2,880	2,390
44	2,970	2,880	2,900	2,410
45	2,970	2,880	2,910	2,420
46	2,970	2,870	2,900	2,420
47	2,960	2,850	2,880	2,410
48	2,930	2,830	2,860	2,410
49	2,880	2,780	2,810	2,370
50	2,810	2,720	2,750	2,330
51	2,730	2,640	2,670	2,290
52	2,660	2,570	2,600	2,240
53	2,560	2,470	2,510	2,170
54	2,450	2,370	2,400	2,090
55	2,330	2,260	2,300	2,000

単位：円

逓減払込方式（最低保証期間：2年）

契約年齢（歳）	七大疾病・就労不能保険料免除特約なし			
	標準体	喫煙者健康体	非喫煙者標準体	非喫煙者健康体
20	2,460	2,320	2,420	2,090
21	2,490	2,340	2,440	2,100
22	2,520	2,360	2,470	2,110
23	2,550	2,390	2,490	2,120
24	2,590	2,440	2,530	2,150
25	2,620	2,470	2,560	2,160
26	2,660	2,500	2,600	2,180
27	2,700	2,540	2,630	2,210
28	2,760	2,600	2,680	2,250
29	2,800	2,650	2,720	2,280
30	2,840	2,690	2,760	2,300
31	2,890	2,750	2,810	2,330
32	2,960	2,810	2,870	2,380
33	3,000	2,860	2,920	2,410
34	3,040	2,920	2,960	2,450
35	3,080	2,950	2,990	2,490
36	3,140	3,000	3,040	2,530
37	3,170	3,030	3,070	2,560
38	3,200	3,070	3,110	2,580
39	3,220	3,090	3,130	2,600
40	3,260	3,140	3,170	2,630
41	3,290	3,160	3,200	2,660
42	3,310	3,200	3,220	2,680
43	3,330	3,210	3,240	2,700
44	3,360	3,240	3,270	2,730
45	3,370	3,250	3,280	2,740
46	3,380	3,250	3,290	2,750
47	3,370	3,250	3,280	2,750
48	3,360	3,250	3,280	2,770
49	3,320	3,210	3,240	2,740
50	3,270	3,160	3,190	2,720
51	3,210	3,110	3,140	2,690
52	3,170	3,070	3,110	2,670
53	3,110	3,000	3,050	2,630
54	3,040	2,950	2,980	2,590
55	2,970	2,870	2,930	2,540

単位：円

平準払込方式（最低保証期間：2年）

契約年齢（歳）	七大疾病・就労不能保険料免除特約あり					
	標準体	喫煙者健康体	非喫煙者標準体	非喫煙者健康体	特約① 就労不能年金 月額10万円	特約② 生活サポート年金 月額5万円
20	2,260	2,130	2,220	1,910	950	435
21	2,290	2,160	2,240	1,920	980	450
22	2,310	2,190	2,280	1,940	990	470
23	2,350	2,220	2,300	1,950	1,020	490
24	2,400	2,260	2,340	1,990	1,050	500
25	2,440	2,300	2,380	2,010	1,080	520
26	2,480	2,340	2,420	2,040	1,120	545
27	2,530	2,370	2,460	2,060	1,160	565
28	2,580	2,440	2,520	2,100	1,190	585
29	2,630	2,490	2,560	2,140	1,230	610
30	2,680	2,540	2,600	2,170	1,250	635
31	2,740	2,600	2,660	2,210	1,260	660
32	2,810	2,670	2,720	2,260	1,270	685
33	2,860	2,720	2,770	2,300	1,260	710
34	2,910	2,770	2,820	2,340	1,260	740
35	2,950	2,820	2,860	2,370	1,260	770
36	2,990	2,880	2,920	2,420	1,260	795
37	3,030	2,910	2,950	2,440	1,260	820
38	3,060	2,950	2,970	2,470	1,260	850
39	3,090	2,960	3,000	2,490	1,280	880
40	3,130	3,010	3,040	2,530	1,290	910
41	3,150	3,030	3,060	2,540	1,300	940
42	3,170	3,050	3,080	2,560	1,310	970
43	3,180	3,060	3,090	2,570	1,320	1,000
44	3,200	3,080	3,110	2,600	1,330	1,030
45	3,190	3,080	3,110	2,600	1,340	1,060
46	3,180	3,070	3,100	2,590	1,350	1,085
47	3,150	3,040	3,070	2,580	1,360	1,105
48	3,120	3,010	3,040	2,560	1,380	1,125
49	3,050	2,960	2,980	2,520	1,380	1,145
50	2,970	2,880	2,920	2,470	1,380	1,160
51	2,890	2,790	2,830	2,410	1,370	1,185
52	2,810	2,710	2,750	2,350	1,360	1,205
53	2,690	2,600	2,640	2,280	1,340	1,230
54	2,570	2,480	2,520	2,190	1,320	1,250
55	2,440	2,350	2,400	2,090	1,300	1,280

単位：円

逓減払込方式（最低保証期間：2年）

契約年齢（歳）	七大疾病・就労不能保険料免除特約あり					
	標準体	喫煙者健康体	非喫煙者標準体	非喫煙者健康体	特約① 就労不能年金 月額10万円	特約② 生活サポート年金 月額5万円
20	2,580	2,430	2,530	2,190	1,080	495
21	2,610	2,450	2,550	2,200	1,100	510
22	2,640	2,490	2,590	2,210	1,130	530
23	2,680	2,520	2,620	2,230	1,160	550
24	2,730	2,560	2,670	2,260	1,200	570
25	2,770	2,600	2,700	2,290	1,230	590
26	2,810	2,650	2,740	2,300	1,270	615
27	2,860	2,690	2,780	2,320	1,310	640
28	2,920	2,750	2,840	2,370	1,350	660
29	2,960	2,810	2,880	2,400	1,380	685
30	3,010	2,860	2,930	2,440	1,410	715
31	3,070	2,920	2,980	2,480	1,420	740
32	3,140	2,990	3,050	2,530	1,420	770
33	3,200	3,040	3,100	2,580	1,420	800
34	3,250	3,100	3,140	2,620	1,410	825
35	3,290	3,140	3,190	2,650	1,410	855
36	3,350	3,210	3,250	2,710	1,410	885
37	3,390	3,240	3,290	2,730	1,410	915
38	3,420	3,280	3,320	2,760	1,410	950
39	3,450	3,310	3,350	2,780	1,430	985
40	3,490	3,360	3,390	2,820	1,440	1,015
41	3,520	3,390	3,420	2,840	1,460	1,050
42	3,540	3,420	3,450	2,870	1,470	1,085
43	3,560	3,430	3,470	2,890	1,480	1,120
44	3,590	3,460	3,490	2,920	1,490	1,150
45	3,590	3,470	3,500	2,930	1,500	1,185
46	3,590	3,470	3,500	2,930	1,520	1,220
47	3,580	3,450	3,490	2,930	1,540	1,250
48	3,560	3,440	3,470	2,930	1,570	1,280
49	3,510	3,390	3,420	2,900	1,590	1,310
50	3,440	3,330	3,370	2,860	1,600	1,345
51	3,380	3,260	3,310	2,820	1,600	1,385
52	3,330	3,220	3,260	2,800	1,610	1,430
53	3,250	3,140	3,190	2,750	1,620	1,480
54	3,170	3,060	3,110	2,700	1,630	1,540
55	3,090	2,980	3,040	2,650	1,640	1,615

単位：円

契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込いただきますようお願いいたします。
「契約概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

1．引受保険会社の名称と連絡先等

■ 名　　称　ＳＯＭＰＯひまわり生命保険株式会社
■ 連　絡　先　ＳＯＭＰＯひまわり生命カスタマーセンター　0120-563-506
受付時間　月曜日～金曜日9：00～18：00　土曜日9：00～17：00
（日曜日、祝日および12/31～1/3は営業しておりません。）
■ 公式ウェブサイト　https://www.himawari-life.co.jp/

2．商品の特徴と仕組み

保険商品の名称

じぶんと家族のお守り（無配当 無解約返戻金型収入保障保険）

商品の特徴

・一定期間の万が一の保障を年金として毎月受け取れます。
・満期保険金はありません。
・解約返戻金をなくし、保険料を割安に設定しています。

仕組図

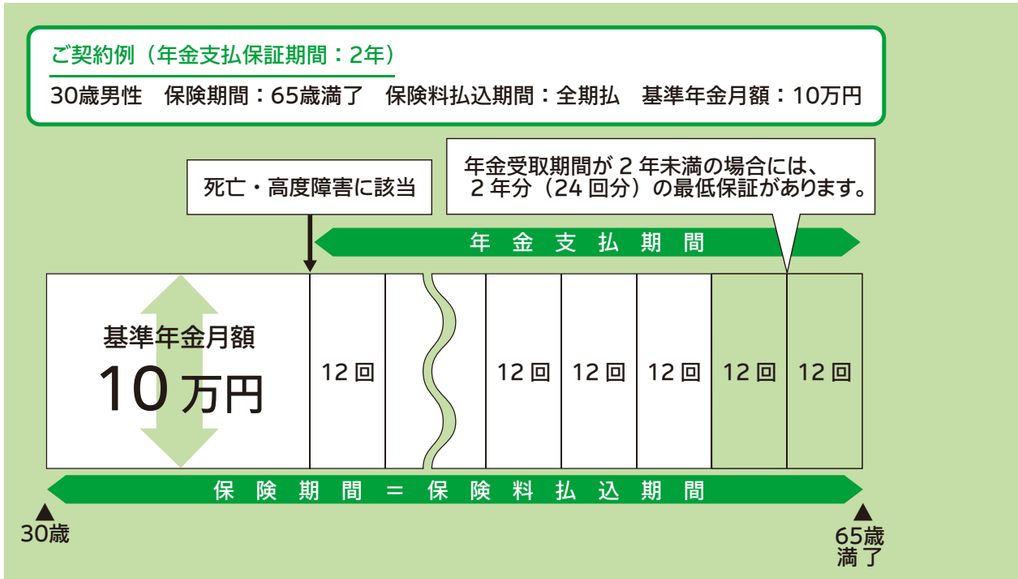

ご注意ください

・お客さまのご契約の基準年金月額、保険期間、保険料払込期間、保険料払込方法、保険料等につきましては、実際にご契約いただく際の申込書、パンフレット、設計書にて必ずご確認ください。
・お仕事の内容・健康状態・保険ご加入状況等によっては、ご契約をお引き受けできない場合や保障内容を制限させていただく場合があります。

3．保障内容

年金のお支払いについて

お支払いする年金	お支払事由
遺族年金	死亡したとき
高度障害年金	所定の高度障害状態に該当したとき

＊遺族年金・高度障害年金は重複してお支払いしません。年金のお支払事由に該当し年金支払期間満了日まで年金が支払われた場合には、契約は消滅します。

保険料払込免除の対象となる事由

・ケガにより所定の身体障害状態に該当したとき

ご注意ください

詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

4．付加できる特則・特約

健康体料率特約（主契約用）

ご契約時の喫煙状況および健康状態等がＳＯＭＰＯひまわり生命の定める基準に適合する場合に、主契約の保険料が通常の保険料に比べて割安になります。
ご契約後の所定の期間内に喫煙状況または健康状態等が改善した場合、保険料率を変更することもできます。
（健康☆チャレンジ！制度）

＊「健康☆チャレンジ！制度」の内容は保険種類によって異なります。

無解約返戻金型就労不能保障特約※＜就労不能年金＞

次のいずれかに該当したとき、就労不能年金をお支払いします。
（1）国民年金法に基づく障害等級１級または２級の状態に該当していると認定され障害基礎年金の受給権が生じたとき。ただし、精神障害の状態に該当している場合を除きます。国民年金法に基づく障害等級1級または2級の状態は９ページをご覧ください。
（2）所定の就労不能状態に該当したとき
〇年金支払期間中に、主契約の遺族年金または高度障害年金が支払われる場合には、その後の就労不能年金はお支払いしません。

※七大疾病・就労不能保険料免除特約を付加する場合のみ、付加することができます。

〇被保険者が死亡した場合、または主約款の高度障害年金が支払われた場合、この特約は消滅します。

無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約※1＜生活サポート年金＞

次のいずれかに該当したとき、生活サポート年金をお支払いします。
（1）七大疾病※2により所定の事由に該当したとき
（2）所定のメンタル疾患により60日以上継続して入院したとき

※1 七大疾病・就労不能保険料免除特約を付加する場合のみ、付加することができます。
※2 対象となる七大疾病とは、悪性新生物（上皮内がん、悪性黒色腫以外の皮膚がんは含みません。）、急性心筋梗塞、脳卒中、慢性腎不全、肝硬変、糖尿病、高血圧性疾患です。

〇被保険者が死亡した場合、または主約款の高度障害年金が支払われた場合、この特約は消滅します。

ご注意ください

「乳がん」の保障は、「特約の責任開始日から起算して90日経過後」に開始されます。

七大疾病・就労不能保険料免除特約

次のいずれかに該当したとき、以後の保険料のお払い込みが免除されます。
（1）七大疾病※により所定の事由に該当したとき
（2）国民年金法に基づく障害等級１級または２級の状態に該当していると認定され障害基礎年金の受給権が生じたとき。ただし、精神障害の状態に該当している場合を除きます。国民年金法に基づく障害等級1級または2級の状態は９ページをご覧ください。
（3）所定の就労不能状態に該当したとき

※対象となる七大疾病とは、悪性新生物（上皮内がん、悪性黒色腫以外の皮膚がんは含みません。）、急性心筋梗塞、脳卒中、慢性腎不全、肝硬変、糖尿病、高血圧性疾患です。

ご注意ください

「乳がん」の保障は、「特約の責任開始日から起算して 90 日経過後」に開始されます。

災害死亡特約＜災害死亡保険金、災害高度障害保険金＞

ケガで 180 日以内に死亡・所定の高度障害状態になったとき、または所定の感染症で死亡・所定の高度障害状態になったときに、災害死亡・災害高度障害保険金をお支払いします。

逓減払込方式の契約に関する特則

保険料が、５年ごとに加入時の保険料の 5%相当額※ずつ減少し、保険期間満了直前５年間は加入時の保険料の50%相当額※となります。（ただし、保険料の下限は、保険期間を通じて加入時の保険料の50%相当額※となります。）

※ 5%相当額および50%相当額は、基準年金月額・経過年数等により、それぞれ5%および50%より少なくなるまたは多くなる場合があります。

リビング・ニーズ特約

余命６か月以内と判断されるとき、年金現価額等の全部または一部をご請求できます。
（他のご契約と通算して、一被保険者につき 3,000 万円が限度となります。）
〇支払額は、指定保険金額から６か月分の利息および保険料相当額を差し引いた金額です。（支払額は、指定保険金額よりも少なくなります。）
〇リビング・ニーズ特約による保険金をお支払いした場合、この特約は消滅します。

指定代理請求特約

被保険者が受取人となっている年金等のお支払事由が生じた場合で、被保険者が年金等を請求できない特別な事情があるとＳＯＭＰＯひまわり生命が認めたときは指定代理請求人が請求できます。

いずれの特則・特約についても、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

ご注意ください

金融機関が本商品を募集する場合においては、他の代理店が募集する場合と付加可能な特約、保険金額等が異なる場合があります。

５．お取り扱いについて

契約年齢範囲	満 20 歳～満 80 歳（保険期間等により異なります）
保険期間・保険料払込期間	45 歳～90 歳満了（契約年齢等により異なります）
基準年金月額	５万円以上（上限は契約年齢等により異なります）
責任開始期	●口座振替扱でお払い込みになる場合（月払、半年払、年払） ①「責任開始期に関する特約」を付加した場合 お申込いただいたご契約のお引き受けをＳＯＭＰＯひまわり生命が承諾した場合には、ご契約のお申込と告知がともに完了したときから保険契約上の責任を開始します。 ②「責任開始期に関する特約」を付加していない場合 お申込いただいたご契約のお引き受けをＳＯＭＰＯひまわり生命が承諾した場合には、告知と第１回保険料（相当額）のお払い込みがともに完了したときから保険契約上の責任を開始します。 ●クレジットカード扱でお払い込みになる場合（月払、半年払、年払） お申込いただいたご契約のお引き受けをＳＯＭＰＯひまわり生命が承諾した場合には、クレジットカードの有効性等が確認（オーソリゼーション）できたときから保険契約上の責任を開始します。（お申込・告知・オーソリゼーションがすべて完了した日が責任開始日となります。） ＊クレジットカード扱は「責任開始期に関する特約」を付加できません。 ＊七大疾病・就労不能保険料免除特約、無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約における「乳がん」の保障は、「特約の責任開始日から起算して 90 日経過後」に開始されます。
契約日	月払　　：責任開始日の属する月の翌月１日※ 半年払・年払：責任開始日と同日 ※責任開始日の翌日から翌月１日までの間に被保険者の誕生日がある場合は、責任開始日を契約日とします。（口座振替扱・クレジットカード扱共通）
選択区分	告知書扱、健康診断結果通知書※扱、人間ドック※扱、医師扱、簡易定健※扱 ※告知書含む
その他	毎月の年金月額は変わりませんが、死亡・所定の高度障害状態になった月によりお受け取りいただく期間と年金の総額が変わります。（保険期間の経過により、年金受取総額は毎月減少していきます。） ・年金の未払分の現価の全部または一部を一時金としてお受け取りいただくこともできます。 ・年金のお支払いには、２年または５年の保証期間があります。 ・基準年金月額により、高額割引制度が適用されます。

6．保険料について

保険料払込期間	保険期間と同一
保険料払込方法（回数）	月払・半年払・年払
保険料払込方法（経路）	口座振替扱・クレジットカード扱 ＊保険料の払込経路は、上記以外に「勤務先の団体や集団を通じてのお払い込み（団体扱）」があります。三井住友銀行では、団体扱はお申込時のお取り扱いがありませんが、契約後に払込経路を変更することでお取り扱いが可能な場合があります。具体的なお手続き等につきましては、ＳＯＭＰＯひまわり生命カスタマーセンターまでお問い合わせください。
最低保険料	1,000円（月払・半年払・年払共通）

7．契約者配当金について

保険期間を通じて契約者配当金はありません。

8．解約返戻金について

保険期間を通じて解約返戻金はありません。

9．契約後の取り扱いについて

■ 保険料の自動振替貸付

お取り扱いはありません。

■ 基準年金月額の減額

●基準年金月額を減額して、以後の保険料を少なくします。※

※ＳＯＭＰＯひまわり生命の定める限度を下回る減額はできません。

■ 契約者貸付

お取り扱いはありません。

注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約のお申込に際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込いただきますようお願いいたします。
「注意喚起情報」のほか、ご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

1．お申込の撤回（クーリング・オフ制度）について

お申込の撤回または保険契約の解除（以下「クーリング・オフ」といいます。）をすることができます。

クーリング・オフができる期間

下表の起算日からその日を含めて 15 日以内（郵便消印日付）です。

責任開始期に関する特約	払込経路	クーリング・オフができる期間の起算日
付加している	口座振替扱	申込日
付加していない	クレジットカード払	申込日またはカードの有効性等が確認できた日のいずれか遅い日
	口座振替扱	申込日または第 1 回保険料（相当額）の領収日（着金日）のいずれか遅い日

申出（手続き）方法

上記期間内に、必要事項を記載した書面※1に自署しＳＯＭＰＯひまわり生命本社※2あてに郵便で発信、または、電磁的記録※3によりお申し出ください。

※1　書面の書式例
20 ○○年○月○日に申込をした保険契約の申込を撤回します。
申込者：○○ ○○　（親権者：○○ ○○）
生年月日：○○○○年○月○日
住所：○○県○○市○○町○－○－○
申込番号または証券番号：○○○○○
保険料返戻口座：○○銀行○○支店　普通○○○○○○○
口座名義人：○○ ○○

※2　本社送付先
〒107-8691 日本郵便株式会社 赤坂郵便局 私書箱第28号
ＳＯＭＰＯひまわり生命保険株式会社

※3　電磁的記録による申出とは、ウェブサイトでの手続き等をいいます。ＳＯＭＰＯひまわり生命では、電磁的記録による申出の窓口を次の公式ウェブサイト上に設けています。
■URL　https://www.himawari-life.co.jp/contact/

ご注意ください

クーリング・オフができない場合

次の場合にはクーリング・オフをすることができません。
・ＳＯＭＰＯひまわり生命が指定した医師の診査を受診された場合
・債務履行の担保のための保険契約（質権設定契約）の場合
・ご契約の内容変更（特約の中途付加等）の場合

クーリング・オフの効力が生じない場合

クーリング・オフの書面（電磁的記録を含みます。以下同じ）の発信時に、年金等（保険料のお払い込みの免除を含みます。以下同じ）のお支払事由が生じている場合にはお申込の撤回等の効力は生じません。ただし、その書面の発信時に、申込者またはご契約者が年金等のお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

2．健康状態等の告知について

健康状態、職業等について、事実をありのままに正確にもれなく告知してください。

ご契約者や被保険者には、健康状態等について告知していただく義務があります。

告知について

・多数の人が保険料を出し合って相互に保障し合う保険制度に、健康状態の良くない方等が無条件で加入されると、公平性が保たれません。
・ご契約にあたっては、所定の告知書等でＳＯＭＰＯひまわり生命がおたずねする傷病歴、健康状態、職業等について、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。※1
・告知受領権はＳＯＭＰＯひまわり生命およびＳＯＭＰＯひまわり生命が指定した医師が有しています。生命保険募集人（社員・募集代理店を含みます。以下「募集人」といいます。）には告知受領権がなく、募集人に口頭でお話しされても、告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

※1　ご契約内容によって、ＳＯＭＰＯひまわり生命が指定した医師が口頭で告知を求める場合があります。

正しく告知されない場合のデメリット

告知義務違反による解除

告知いただくことがらは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日・復活日から２年以内であれば、告知義務違反としてご契約を解除することがあります。また、以後のご契約のお引き受けをお断りすることがあります。
なお、2年経過後も、年金等のお支払事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります※2。

※2　募集人が告知を妨げたり、事実と違うことを告げるようにすすめたときには解除しません。
ただし、こうした妨げやすすめがなかったとしても正しく告知いただけなかったと認められる場合、解除することがあります。

年金等のお支払い

ご契約を解除したときには、年金等のお支払事由が発生していても、多くの場合、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払い込みの免除事由が発生していても、お払い込みを免除することはできません。※3

※3　年金等のお支払事由や保険料のお払い込みの免除事由の発生が解除の原因となった事実によらないときは、年金等のお支払いや保険料のお払い込みの免除を行います。

重大な告知義務違反

「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、詐欺による取消しを理由として、年金等をお支払いできないことがあります。
この場合、責任開始日・復活日からの年数は問いません。また、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。

傷病歴がある方のお引き受け

ＳＯＭＰＯひまわり生命では、ご契約者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち年金等のお支払いが発生するリスクに応じた引き受け対応を行っております。傷病歴等がある場合、お引き受けできないことや特別な条件をつけてお引き受けすることもあります。

ご契約内容の確認について

ＳＯＭＰＯひまわり生命の確認担当職員またはＳＯＭＰＯひまわり生命で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後、お申込内容について確認をさせていただいたり、所定の検査を求めたりする場合があります。

告知される際の注意点は告知書（告知サポート資料）等に記載しております。ご確認のうえ告知してください。

3．保障の開始時期（責任開始期）について

保障の開始時期（責任開始期）は、払込経路等により異なります。

「責任開始期に関する特約」を付加した場合【口座振替扱】

保障の開始時期（責任開始期）：ご契約のお申込と告知がともに完了したとき※1

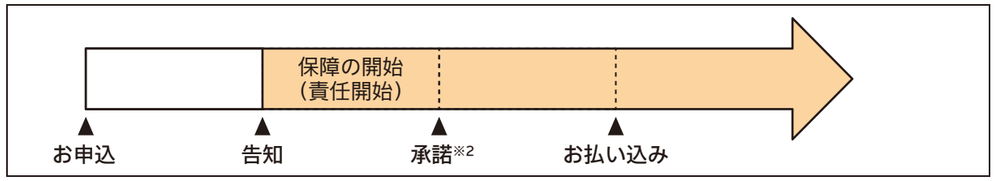

「責任開始期に関する特約」を付加していない場合【口座振替扱】

保障の開始時期（責任開始期）：告知と第1回保険料（相当額）のお払い込みがともに完了したとき

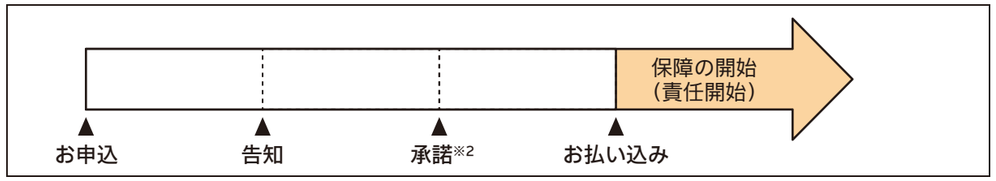

「責任開始期に関する特約」を付加していない場合【クレジットカード払】

保障の開始時期（責任開始期）：告知とカードの有効性等の確認（オーソリゼーション）がともに完了したとき

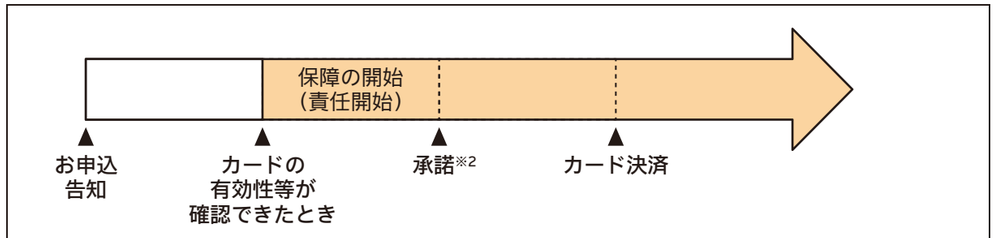

＊ＳＯＭＰＯひまわり生命が承諾するまでの間に再度オーソリゼーションが行われ、当初のオーソリゼーションが取り消された場合、保障の開始時期は変更されます。

※1　ご契約のお申込が完了したときとは、ＳＯＭＰＯひまわり生命またはＳＯＭＰＯひまわり生命の募集人が申込書を受領したときをいい、また、情報端末によるお申込の場合は、情報端末でご契約のお申込をされたときをいいます。

※2　募集人は、お客さまとＳＯＭＰＯひまわり生命の契約締結の媒介を行う者で、契約締結の代理権はありません。
保険契約は、お客さまからのお申込をＳＯＭＰＯひまわり生命が承諾したときに有効に成立します。

ご注意ください

七大疾病・就労不能保険料免除特約、無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約の「乳がん」の保障は、「特約の責任開始日から起算して90 日経過後」に開始されます。詳しくはご契約のしおり・約款をご参照ください。

4．年金等をお支払いできない場合

年金等をお支払いできないことがあります。

年金等をお支払いできない場合

①責任開始期前の疾病や不慮の事故を原因とする場合
②年金等の免責事由※1に該当した場合
③告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が解除された場合
④重大事由※2によりご契約が解除された場合
⑤詐欺の行為によりご契約が取り消された場合や年金等の不法取得目的があってご契約が無効になった場合（この場合、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。）
⑥保険料のお払い込みが行われずご契約が失効した場合
⑦「責任開始期に関する特約」を付加したご契約で、第1回保険料が猶予期間満了日（詳しくは「5．保険料のお払い込みについて」をご覧ください）までに払い込まれないことにより、ご契約が無効になった場合

※1 主な免責事由
ア．責任開始日から3年以内の被保険者の自殺
イ．ご契約者・被保険者・受取人の故意、重大な過失
ウ．被保険者の犯罪行為、精神障害・泥酔による事故、無免許・酒気帯び運転による事故、薬物依存

※2 重大事由
・年金等を詐取する目的で事故を起こしたとき
・ご契約者・被保険者・受取人が反社会的勢力*に該当する、または、反社会的勢力へ資金を提供する等、社会的に非難されるべき関係があると認められるとき（年金のお支払事由が生じた後にこの事由に該当し保険契約が解除された場合は、解除された部分に関し、年金の現価の一時支払の請求を受け付けたものとして取り扱います。）
＊反社会的勢力とは、暴力団・暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含む）・暴力団準構成員・暴力団関係企業その他をいいます。
・年金などの請求に関し、年金などの受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
・他の保険契約との重複により、給付金額などの合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
・その他ご契約の存続を困難とする重大な事由があったとき

詳しくはご契約のしおり「年金などをお支払いできない場合」をご覧ください。

5．保険料のお払い込みについて

保険料は払込期月内にお払い込みください。お払い込みには猶予期間がありますが、猶予期間内にお払い込みがないと、ご契約は無効あるいは失効となります。

「責任開始期に関する特約」を付加したご契約の第1回保険料の払込期月と猶予期間

第1回保険料の払込期月	主契約の責任開始期の属する日からその翌々月末日まで
猶予期間	第1回保険料の払込期月の翌月初日から末日まで

・第1回保険料の払込猶予期間満了日までに第1回保険料のお払い込みがない場合、ご契約は無効となります。ご契約の効力が当初からなくなり、責任開始期にさかのぼって保障がなくなります。

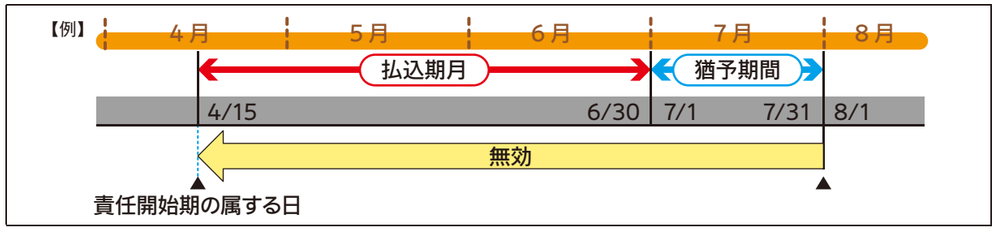

ご注意ください

以下の場合は、新たなご契約のお申込に際し、「責任開始期に関する特約」を付加できないことがあります。

・第1回保険料のお払い込みがなくご契約が無効となった場合
・第1回保険料のお払い込みがなくご契約を解約された場合

第2回以後の保険料の払込期月と猶予期間

月払	払込期月	月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
	猶予期間	払込期月の翌月初日から末日まで
年払・半年払	払込期月	年（半年）単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
	猶予期間	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで※

・払込猶予期間内に保険料のお払い込みがない場合、ご契約は失効となります。
※契約応当日が、2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までです。

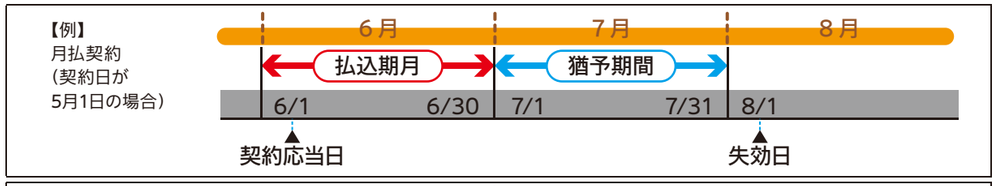

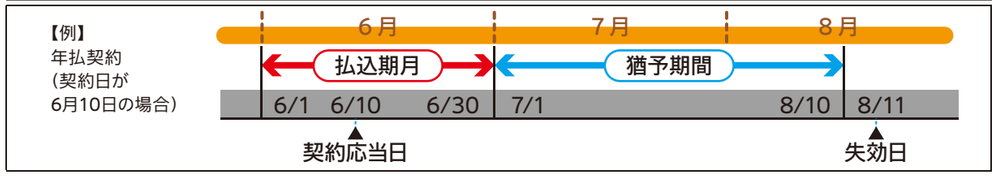

ご注意ください

ご契約が失効している状態でお支払事由に該当した場合、**年金等のお支払いはできません。**

ご契約の復活について

失効後3年以内であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。
この場合、告知または診査と、お払い込みを中止されてから復活するまでの未払込保険料（延滞保険料）のお払い込みが必要となります。
ただし、**健康状態等によっては、復活できない**場合があります。

6．解約について

解約の際は、以下の内容についてご確認ください。

解約について

ご契約者は年金のお支払事由の発生前に限り、いつでも保険契約の解約を請求することができます。

解約返戻金について

○解約返戻金がある特約の場合、解約返戻金の額はご契約年齢・性別・保険期間・払込期間・経過年月数等によって異なります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は全くないか、あってもごくわずかです。

○無解約返戻金型収入保障保険、無解約返戻金型就労不能保障特約、無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約については、解約返戻金がありません。その分、保険料が割安になっています。

7．現在のご契約の解約等を前提とするお申込について

ご契約の乗換え（現在のご契約を解約または減額し、新たなご契約へお申込されること）をご検討されている方は、特にご注意ください。

ご契約の乗換えの際にご注意いただきたい点

解約返戻金・配当

解約・減額の際に払戻しできる金額は、多くの場合、払込保険料の合計額（減額の場合は、減額部分に対応する保険料）よりも少なくなります。
また、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。

新たなご契約のお引き受け

新たなご契約は、被保険者の健康状態等によっては、ご契約をお断りする場合があります。

新たなご契約の保険料

新たなご契約の保険料は、現在の被保険者の年齢で計算されます。
また、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、現在のご契約と新たなご契約で異なることがあります。
たとえば、予定利率が引き下げられることによって、主契約等の保険料が引き上げられる場合があります。

年金等のお支払い

新たなご契約は、告知義務違反による解除、責任開始日から3年以内の自殺、責任開始期前の発病等、年金等をお支払いできない場合があります。

新たなご契約の保障内容

新たなご契約の保障内容は、現在のご契約の保障内容と異なる場合があります。

ご注意ください

がんにかかわる保障を解約または減額して新たにがんにかかわる特約の付加をご検討されている方は、ご注意ください。

七大疾病・就労不能保険料免除特約、無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約の「乳がん」の保障は、「特約の責任開始日から起算して 90 日経過後」に開始されます。

8．生命保険契約者保護機構について

生命保険会社の経営破綻等により、ご契約時にお約束した年金額等が削減されることがあります。

ＳＯＭＰＯひまわり生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。
生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、
生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、
この場合にも、ご契約時の年金額等が削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構	■ TEL 03-3286-2820 月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9:00～12:00、13:00～17:00 ■ ホームページアドレス　https://www.seihohogo.jp/

＊今後変更となる場合がありますのでご注意ください。

9．年金等のご請求について

お支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等は、すみやかにＳＯＭＰＯひまわり生命にご連絡ください。

お客さまからのご請求に基づき、年金等をお支払いしますので、ご請求に際してはご注意ください。

ご請求に際してご注意いただきたい点

次の場合は必ずご連絡ください。

①お支払事由が生じたとき
②お支払いの可能性があると思われるとき
③ご不明な点があるとき※

※ ご加入のご契約内容によっては、複数の年金等のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等にはご連絡ください。

ご注意ください

ＳＯＭＰＯひまわり生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

指定代理請求特約を付加したご契約の場合

被保険者が受取人となっている年金等のお支払事由が生じた場合で、被保険者が年金等をご請求できない特別な事情があるとＳＯＭＰＯひまわり生命が認めたときは、あらかじめ指定した指定代理請求人が代わりに請求することができます。指定代理請求人に対し、指定代理請求ができる旨等をお伝えください。

ご請求に際してのご連絡先

ＳＯＭＰＯひまわり生命カスタマーセンターにご連絡ください。

ＳＯＭＰＯひまわり生命カスタマーセンター
TEL 0120-563-506
月曜日～金曜日 9:00 ～ 18:00、土曜日 9:00 ～ 17:00
（日曜日・祝日・12/31 ～ 1/3 は営業しておりません。）

10. 生命保険と税金について

年金等の税法上のお取り扱い

遺族年金の場合

契約内容	契約例			税の種類		
	ご契約者	被保険者	受取人	年金受取の場合		一括受取の場合
				死亡時	毎回の年金受取時	
ご契約者と被保険者が同一人の場合	夫	夫	妻	年金受給権についての税法上の評価額に対して相続税	相続税の課税対象以外の部分に対して所得税（雑所得）	一括受取額に対して相続税
受取人がご契約者自身の場合	夫	妻	夫	ー	所得税（雑所得）	所得税（一時所得）
ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	夫	妻	子	年金受給権についての税法上の評価額に対して贈与税	贈与税の課税対象以外の部分に対して所得税（雑所得）	一括受取額に対して贈与税

＊所得税の課税対象になるときは、住民税の課税対象にもなります。(以下同様です。)

死亡保険金の場合

契約内容	契約例			税の種類
	ご契約者	被保険者	受取人	
ご契約者と被保険者が同一人の場合	夫	夫	妻	相続税
受取人がご契約者自身の場合	夫	妻	夫	所得税（一時所得）
ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	夫	妻	子	贈与税

生命保険金の非課税扱

対象となる生命保険金	条件	非課税扱の範囲
遺族年金※1 特約死亡保険金 （ご契約が 2 件以上の場合は合計します）	**下記①②をともに満たす場合** ①ご契約者と被保険者が同一人 ②指定された遺族年金受取人が、そのご契約者の相続人にあたる場合	500 万円 × 法定相続人数

※1 年金受給権についての税法上の評価額または一括受取額

年金等の非課税扱

対象となる保険金	条件	非課税扱の範囲
高度障害年金 高度障害保険金 リビング・ニーズ特約による保険金 就労不能年金 生活サポート年金	受取人が主契約の被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族	全額

一般生命保険料控除

お払い込みになった保険料は、税法上『一般生命保険料控除』※2 の対象になります。※3
対象となる保険料は 1 月から 12 月までにお払い込みいただいた保険料の合計額です。
保険料控除の適用を受けるには申告が必要です。ＳＯＭＰＯひまわり生命より「生命保険料控除証明書」を発行しますので、年末調整あるいは確定申告のときまで大切に保管してください。

※2 医療保障を内容とする主契約または特約に係る保険料以外の保険料
　災害死亡特約の保険料を除きます（いずれの保険料控除も適用されません）。
※3 この制度は、受取人がご契約者本人あるいは配偶者またはその他の親族の場合に適用されます。

ご注意ください

税務の取り扱い等については、2024年11月現在の税制に基づき記載しております。今後の税制改正により変更となる場合がありますのでご注意ください。個別の税務取り扱い等については、所轄の税務署または税理士等にご確認ください。また、より詳しい内容等につきましては、国税庁のホームページをご参照ください。

11．金融機関を募集代理店として本商品に加入する場合について

金融機関を募集代理店として本商品に加入する場合は、必ずご確認ください。

ご加入に際してご注意いただきたい点

〇本商品は生命保険であり預金等ではありません。したがって、元本保証はありません。
　また、預金保険法第53 条に規定する保険金の支払対象ではありません。

〇本商品の契約お申込の有無が、取扱金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。

12．個人情報の取り扱いについて

以下の方針に基づき、適正な取り扱いを行い正確性・機密性の確保に努めております。

1．個人情報の取り扱いに関する事項
　ＳＯＭＰＯひまわり生命は、本契約に関する個人情報を次の目的のために業務上必要な範囲で利用いたします。
　①各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、本人確認
　②再保険契約の締結、再保険金の請求
　③関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供※1
　④ＳＯＭＰＯひまわり生命業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
　⑤その他保険に関連・付随する業務等※1
　※1　お客さまの属性情報、取引履歴やウェブサイトの閲覧履歴等の情報を分析して、お客さまのニーズにあった各種商品・サービスに関する広告等の配信等をすることを含みます。

2．第三者への提供および第三者からの取得
　ＳＯＭＰＯひまわり生命は、次の場合を除き、ご本人の同意なく本契約に関する個人情報（センシティブ情報を含みます。）を第三者に提供することはありません。また、ＳＯＭＰＯひまわり生命は、本契約に関する個人情報（センシティブ情報を含みます。）をこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。
　①医療機関等の関係先（医師・面接士・契約確認会社等）に業務上必要な照会を行う場合
　②再保険契約の締結や再保険金の受領等のために、国内外の再保険会社に必要な個人情報を提供する場合（再保険会社が国内外の別の再保険会社へ情報を提供する場合も含みます。）
　③法令に基づく場合
　④ＳＯＭＰＯひまわり生命の業務遂行上必要な範囲で、募集代理店を含む委託先に提供する場合
　⑤ＳＯＭＰＯひまわり生命の国内外のグループ会社・提携会社との間で共同利用を行う場合
　⑥契約内容登録制度、契約内容照会制度※2および支払査定時照会制度※3に基づき、他の生命保険会社、共済、（一社）生命保険協会との間において共同利用を行う場合
　※2「ご契約のしおり（契約内容登録制度・契約内容照会制度について）」もあわせてご確認ください。
　※3「ご契約のしおり（支払査定時照会制度について）」もあわせてご確認ください。

3．保険契約等に関する情報の共同利用
　ＳＯＭＰＯひまわり生命は前記に掲げる「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、ＳＯＭＰＯひまわり生命の保険契約等に関する所定の情報を共同して利用しております。

4．センシティブ情報の取り扱い
　ＳＯＭＰＯひまわり生命は、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保、その他必要と認められる範囲に限定します。

5．情報の開示等に対する対応
　お客さまからご自身に関する情報の開示、訂正または利用停止等のご請求があった場合、お客さま自身であることを確認させていただいた上で対応させていただきます。また、お客さまに関する情報が不正確である場合、お客さまが情報を変更された場合は正確なものに変更させていただきます。

6．お客さまからのお問い合わせ等の窓口
　ＳＯＭＰＯひまわり生命の個人情報の取り扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）、グループ会社等についてはＳＯＭＰＯひまわり生命公式ウェブサイト（https://www.himawari-life.co.jp/）をご覧いただくか、ＳＯＭＰＯひまわり生命個人情報開示請求受付窓口※4までお問い合わせください。
　※4　電話番号0120-100-127（土曜日、日曜日、祝日および12/31～1/3 を除く）

13．お問い合わせ・ご相談等について

生命保険のお手続きやご契約に関するお問い合わせ、ご意見・ご要望は各窓口までご連絡ください。

ＳＯＭＰＯひまわり生命窓口

ＳＯＭＰＯひまわり生命の生命保険のお手続きに関する照会は、以下のＳＯＭＰＯひまわり生命窓口へご連絡ください。

ご連絡にあたって

〇契約者ご本人さま（年金等のご請求は受取人さま）からお願いします。
〇お手元に保険証券をご用意のうえ、保険証券番号、契約者氏名、生年月日、住所、電話番号をお知らせください。

ご用件	お問い合わせ窓口
■お手続き、お問い合わせ全般 お手続き例 ① 保険金・給付金のご請求　⑤ 保険料振替口座の変更 ② 転居、町名変更、通信先変更　⑥ ご契約内容の変更、解約 ③ 名義変更、受取人変更、改姓　⑦ ご契約内容のお問い合わせ ④ 保険証券紛失　⑧ その他お手続き	カスタマーセンター 0120-563-506 月曜日～金曜日　9：00～18：00 土曜日　9：00～17：00
■先進医療給付金のご請求手続きに関してのお問い合わせ 先進医療関係の保障に加入され、先進医療の受療を検討されている方または先進医療をすでに受療された方がご利用いただけます。 ＊医療相談や医療情報のご提供、医療機関のあっせん等は行いません。	先進医療請求デスク 0120-665-780 月曜日～金曜日　9：00～18：00
■ご意見・ご要望のあるお客さま	お客さまご相談窓口 0120-273-211 月曜日～金曜日　9：00～18：00

＊ 日曜日、祝日および12月31日～1月3日は営業しておりません。
＊ 携帯電話からもご利用いただけます。

〇ＳＯＭＰＯひまわり生命のお手続きに関する事項や、各種情報につきましては、ＳＯＭＰＯひまわり生命公式ウェブサイトをご覧ください。

ＳＯＭＰＯひまわり生命 公式ウェブサイト	https://www.himawari-life.co.jp/

生命保険相談所（生命保険協会）

〇本商品に係る指定紛争解決（ＡＤＲ）機関は生命保険協会です。
〇生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・ＦＡＸは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
〇生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として１か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

生命保険協会ホームページ	https://www.seiho.or.jp/

Web/冊子 「ご契約のしおり・約款」のご案内

「ご契約のしおり・約款」はWeb約款※と冊子約款の2種類あります。
ご契約時に、いずれかをご選択ください。

※Web約款とは、SOMPOひまわり生命の公式ウェブサイトにて閲覧・ダウンロードいただける「ご契約のしおり・約款」です。

「ご契約のしおり・約款」は、ご契約に関する大切なことがらを記載したものです。
必ずご確認いただき、 内容を十分にご理解いただきますようお願いいたします。

Web約款をご希望の場合

スマートフォン等から読み取ってご覧いただく方法

QRコード®を読み取って
「ご契約のしおり・約款（Web約款）」をご覧ください。

＊QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

SOMPOひまわり生命の公式ウェブサイトから閲覧する方法

1. SOMPOひまわり生命公式ウェブサイトへアクセスしてください。
   ＜公式ウェブサイト＞
   https://www.himawari-life.co.jp/　SOMPOひまわり生命　検索
2. トップページの Web約款（ご契約のしおり・約款） ボタンをクリック
3. Web約款（ご契約のしおり・約款）ページの
   「三井住友銀行でお申し込みいただいた方はこちらをご覧ください」をクリックしてください。
4. 商品名と契約日から、ご覧いただく「Web約款」を選択してください。

冊子約款をご希望の場合

ご契約前

三井住友銀行の担当者にお申し出ください。

ご契約後

SOMPOひまわり生命ご契約者さま専用ダイヤルまでご連絡ください。
ご契約者さま専用ダイヤル（カスタマーセンター）

0120-563-506

（受付時間）月曜日～金曜日 9:00～18:00　土曜日 9:00～17:00
（日曜日、祝日および12月31日～1月3日は除きます）

お客さま専用サービス MYひまわり のご案内

「MYひまわり」は、いつでもお手元で「生命保険」の内容確認やお手続きができ、
「健康」もサポートするアプリ・Webサービスです。

MYひまわりのご利用は、アプリが便利です

アプリは こちら

お手元ですぐに契約確認
各種お手続きも
スマートフォンで完結！

〈代表的なお手続き例〉

- ご契約内容の照会
- 住所・電話番号のご変更
- 改姓・受取人のご変更
- ご家族連絡先のご登録・ご変更

歩行管理

目標を決めて
毎日の歩数を記録

さらに健康診断結果を登録すると、
5年以内の健康リスクをAIが予測

1. 健康診断結果をカメラで撮影して簡単登録

2. AIが5年以内に罹患する確率の高いがんなどの疾病を予測

5年以内の予測罹患率TOP3

1	大腸がん	45%
2	高血圧	10%
3	糖尿病 等	5%

お客さまのニーズに応じたサービスもご紹介

ご契約の確認や各種お手続きは、Web版のMYひまわりでも可能です。

ご登録方法はこちら ▶

- ●本パンフレットに記載のサービスは、2025年4月現在のものです。
- ●各サービスは予告なく変更・終了する場合がございます。
- ●各種お手続きのご利用は、ご契約者さまのみが対象です。
- ●健康リスク予測（検査値異常リスク予測、罹患リスク予測）は、過去の健康診断結果の統計データと登録していただいた健康診断結果との比較から5年以内の健康リスク（検査値異常リスク、罹患リスク）の予測を表示するものです。
- ●ご利用にあたってはアプリ内に記載の利用規約・注意事項もあわせてご確認ください。

MEMO

MEMO